

給付対象施設への移行に関する事業者説明会

令和5年8月

〈次第〉

- (1) 令和6年4月までのスケジュールについて
- (2) 確認申請・利用定員設定について
- (3) 給付認定について
- (4) 障害児保育教育対象児童等の認定について
- (5) 園則・運営規程・重要事項説明書の作成及び利用者との契約について
- (6) 補助に関する制度概要について・請求事務の概要について
- (7) 私立幼稚園等一時預かり保育について
- (8) その他

【資料】

〔説明資料〕

資料1-1	子ども・子育て支援新制度関連業務・横浜市の助成・補助事業等に関する問い合わせ先
資料1-2	子ども・子育て支援新制度移行に伴う年間スケジュール（令和5年度）
資料2	確認申請・利用定員設定について
資料3	給付認定について
資料4-1	障害児保育教育対象児童等の認定について
資料4-2	障害児保育教育対象児童申請・認定確認書について（施設・事業者用）
資料4-3	障害児保育教育対象児童申請・認定確認書について（施設・事業者→保護者説明用）
資料5	園則・運営規程・重要事項説明書・実費徴収・特定負担額
資料6	副食費の徴収免除及び補助に関する制度概要について・請求事務の概要について
資料6別添	本市の請求明細作成ソフト動作環境
資料7	私立幼稚園等一時預かり保育事業について

〔配布のみ〕

資料8	私立幼稚園等預かり保育事業について
資料9	指導監査の実施方法について

子ども・子育て支援新制度関連業務・横浜市の助成・補助事業等に関する問い合わせ先

■手続き・事業別問合せ先一覧

手続き・事業名称	担当課	電話番号	移行後の施設類型	
			幼稚園	認定こども園
確認申請・利用定員設定について	こども施設整備課	671-4146	○	○
給付認定の申請に関すること	施設・事業所在区のこども家庭支援課	※別添	○	○
利用調整に関すること(2号・3号認定子どものみ)	施設・事業所在区のこども家庭支援課	※別添		○
給付費等の請求に関すること 副食費徴収免除加算の制度概要について	保育・教育給付課 市内施設給付担当 ※市庁舎ではありません。	671-0202 /0204	○	○
障害児保育教育対象児童等の認定・申請	施設・事業所在区のこども家庭支援課	※別添	○	○
園則・運営規程・重要事項説明書について	こども施設整備課 保育・教育運営課	671-4146 671-3564	○	○
実費徴収・特定負担について	保育・教育運営課	671-3564	○	○
認定こども園への移行相談(幼稚園からの移行、幼稚園型からの移行含む)	こども施設整備課	671-4146		○
私立幼稚園等預かり保育補助事業	保育・教育運営課 幼児教育係 保育・教育給付課 幼児教育給付担当	671-2085 671-0225	○	○
私立幼稚園等一時預かり保育補助事業	保育・教育運営課 幼児教育係 保育・教育給付課 幼児教育給付担当	671-2085 671-0225	○	○

■給付請求事務問合せ専用窓口

窓口名称	開設期間・受付時間	電話番号
〈コールセンター〉 請求明細作成ソフトの操作方法、一部の給付事務書類 (処遇改善等加算)に関するお問い合わせ専門	(開設期間①) 令和4年4月1日～令和4年11月30日 令和5年3月1日～令和5年3月31日 10:00～16:00(6時間/日) (開設期間②) 令和4年12月1日～令和5年2月28日 13:00～16:00(3時間/日) ※以降の開設については未定 ※土日・祝日・年末年始を除く	045-550-5602

【保育・教育給付課以外の担当課への送付先】

〒231-0005

横浜市中区本町6-50-10 13階

横浜市こども青少年局 <担当課を記載してください>

【保育・教育給付課への送付先】

〒231-0015

横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル9階

横浜市こども青少年局 保育・教育給付課 市内施設給付担当
幼児教育給付担当

※区役所については、別添ご参照ください。

■区役所問合せ先一覧

区役所		郵便番号	送付先	電話番号
鶴見区	こども家庭支援課	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1	510-1816
神奈川区	こども家庭支援課	221-0824	横浜市神奈川区広台太田町3-8	411-7157
西区	こども家庭支援課	220-0051	横浜市西区中央1-5-10	320-8472
中区	こども家庭支援課	231-0021	横浜市中区日本大通35	224-8172
南区	こども家庭支援課	232-0024	横浜市南区浦舟町2-33	341-1149
港南区	こども家庭支援課	233-0003	横浜市港南区港南4-2-10	847-8498
保土ヶ谷区	こども家庭支援課	240-0001	横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9	334-6397
旭区	こども家庭支援課	241-0022	横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12	954-6173
磯子区	こども家庭支援課	235-0016	横浜市磯子区磯子3-5-1	750-2435
金沢区	こども家庭支援課	236-0021	横浜市金沢区泥亀2-9-1	788-7795
港北区	こども家庭支援課	222-0032	横浜市港北区大豆戸町26-1	540-2280
緑区	こども家庭支援課	226-0013	横浜市緑区寺山町118	930-2331
青葉区	こども家庭支援課	225-0024	横浜市青葉区市ヶ尾町31-4	978-2428
都筑区	こども家庭支援課	224-0032	横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1	948-2463
戸塚区	こども家庭支援課	244-0003	横浜市戸塚区戸塚町16-17	866-8467
栄区	こども家庭支援課	247-0005	横浜市栄区桂町303-19	894-8463
泉区	こども家庭支援課	245-0024	横浜市泉区和泉中央北5-1-1	800-2413
瀬谷区	こども家庭支援課	246-0021	横浜市瀬谷区二ツ橋町190	367-5782

子ども・子育て支援新制度移行に伴う年間スケジュール(令和5年度)

※スケジュールは現時点の予定であり変更になる場合があります。

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～
① 事業者説明会						★給付移行園 向け説明会					★開催予定 ・認可移行検討園向け ・新規開設等保育・教育 施設向け		★開催予定 ・変更点説明 会
② 施設型給付幼稚園への移行相談、移行確認			移行相談の実施 (個別相談会)	給付移行予定園 移行確認 (給付移行園確定)	移行確認 結果 とりまとめ	移行園に ついて、 各区へ情 報提供	給付移行園 の公表						
③ 認定こども園への移行相談・応募			応募期間 幼保連携型(二次募集) 幼稚園型			移行相談の実施					応募期間 幼保連携型(一次募集)		
④ 認可・確認の手続き									認可・確認申請				認可・確認
⑤ 給付認定申請 (幼稚園、認定こども園(教育利用))							★利用案内配布開始 ★入園受付開始	内定 (園と利用者)	認定要件の確認等	契約	認定決定	契約	利用料通知
⑥ 認定・利用調整 (認定こども園(保育利用))							★利用案内配布開始 一次利用申請	園への 申請書類提出 ※来年度以降も引き続き利用 する在園児分を含む	認定要件の確認等	結果通知	二次利用申請	結果通知	二次利用調整 契約 利用料通知
⑦ 連携施設への進級 (該当の場合)								預かり保育利用者に対する、 2号枠優先入所の意向調査・とりまとめ	結果通知 (進級児童 決定)	利用申請 (優先入所)			
⑧ 給付事務 (公定価格、独自助成の申請手続き)								進級希望の意向調査・とりまとめ	結果通知 (進級児童 決定(2号))	利用申請(2号)			
⑨ 預かり保育事業 ・横浜市型(就労要件あり) ・一時預かり(就労要件なし)								8月末までの連携施設(卒園児の受け入れ先)覚書締結分	結果通知 (進級児童 決定(1号))	利用申請(1号) ・選考			
⑩ 各園での動き									園則、運営規定原案作成	園則、運営規定作成、県に提出			

市型預かりの新規実施相談(随時) 新規認定(年3回程度)

★(一時)実施届出書提出

給付費等の試算、特定負担額の検討
在園児への説明、入園予定者への説明
募集要項、重要事項説明書(任意)、契約書の作成

体験入園など
※契約手続きを見越して日程設定

★毎月10日:(市型)月次状況報告書類提出

★届出書(3種)、雇用状況表提出(毎月)
★実績入力(毎月)
★審査・支払(翌月:3サイクル)
★処遇I申請書、処遇II申請書、処遇III申請書、処遇計画書、処遇報告書提出(処遇I申請書は4月上旬に提出、その他は4月以降)

請求明細作成ソフトの対応
(インスタントラーの配付、操作マニュアルの配布等)

確認申請・利用定員設定について

1 確認の手続きについて

施設型給付幼稚園に移行するためには、横浜市との調整のうえで利用定員を定め、横浜市長の「確認」を受ける必要があります。

根拠法	子ども・子育て支援法第31条
所管	市町村長（横浜市）

※幼稚園の認可の所管は引き続き「神奈川県」です。

確認にあたっては、施設の認可を受けているとともに、「横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」に規定されている運営に関する基準を満たす必要があります。

【運営に関する基準】（一部）

- ・利用申込者への重要事項の説明と同意
- ・正当な理由のない提供拒否の禁止、公正な方法による選考
- ・定員の遵守 など

2 利用定員について

利用定員は、公定価格単価の基礎となる数値です。収容定員以下であること、実員（入所者数）をカバーできる数値であることなどが必要になります。

利用定員を超える子どもを入園させることは原則できませんので、毎年の園児募集、入園者内定にあたっては、利用定員をオーバーしないようご注意ください。

なお、設定した利用定員は、変更することもできますが、短期的な視点で頻繁に変更することは望ましくありません。

利用定員（変更を含む）については、横浜市子ども施設整備課にご相談をお願いいたします（実績等に基づき判断しますので、必ずご希望通りに変更できるとは限りません）。

3 スケジュール

正式な確認申請に必要な手続きは、11月頃にご案内いたします。

多くの添付書類が必要となりますので、今回ご案内する「申請書類一覧表」をご覧ください。準備をお始めください。

ただし、履歴事項全部証明書は、提出前3か月以内に発行されたものをご提出いただく必要がありますので、取得はしばらくお待ちください。

【スケジュールの目安】

令和5年10月	「園則・運営規程・重要事項説明書」原案作成
令和5年11月	横浜市から確認手続きのご案内 法人から申請書類一式の提出
令和6年4月	確認通知

4 移行後の変更の届出について

施設・設置者に関する変更については、これまでどおり神奈川県知事に届け出を行いますが、併せて横浜市長にも届け出をお願いいたします。

申請書類一覧表（幼稚園）

提出状況	書類番号	書類名称	備考
<input type="checkbox"/>	1	確認申請書（第1号様式）	<ul style="list-style-type: none"> ・申請年月日、代表者肩書きなど、各記載項目を漏れないよう記入してください。 ・教育・保育施設の種別は「幼稚園」です。
<input type="checkbox"/>	2	誓約書（第3号様式）	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法第40条第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面です。 ・申請年月日、代表者肩書きなど、漏れないよう記入してください。
<input type="checkbox"/>	3	設置者の定款、寄附行為等	<ul style="list-style-type: none"> ・定款等の写しを添付してください。（インターネットを利用して閲覧できる場合は、アドレスを記載した書類でも可）
<input type="checkbox"/>	4	履歴事項全部証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・法務局発行の書面（発行後3か月以内のもの）をご提出ください。（写しで可）
<input type="checkbox"/>	5	法人役員の名簿	<ul style="list-style-type: none"> ・指定様式あり ・横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第3条第5項に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、書式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会します。照会することについて、役員から同意を得てください。
<input type="checkbox"/>	6	事業に係る資産の状況 （決算が行われた直近の会計年度のもの1年分）	<ul style="list-style-type: none"> 【学校法人立の場合】 (1) 資金収支計算書（資金収支内訳表、人件費支出内訳表） (2) 事業活動収支計算書 (3) 貸借対照表 【学校法人立以外の場合】 (1) 資金収支計算書 (2) 消費収支計算書（消費収入の部・消費支出の部） (3) 貸借対照表（作成されている場合のみ）
<input type="checkbox"/>	7	幼稚園の認可証等の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・園名や運営法人の変更がある場合は、変更にかかる認可書の写しもご提出ください。
<input type="checkbox"/>	8	施設概要書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県に届出ている最新の校地校舎（園地園舎）の届（変更届）に添付したものをご提出ください。
<input type="checkbox"/>	9	図面 （配置図、平面図、立面図）	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県に届出ている最新の図面をご提出ください。 ・記載事項の記入がない場合は、図面に追記してください。 【図面の種類及び記載事項】◎印：必ず提出、△印：可能な場合提出 ◎配置図（建物の配置及び園庭が記載された敷地図） <ul style="list-style-type: none"> ・園庭面積が記載されていること。（求積図でも可） ◎建物の平面図 <ul style="list-style-type: none"> ・各保育室・遊戯室の面積が記載されていること。（室数・面積が施設概要書と一致することをご確認ください。） ・各保育室に利用する年齢・人数が記載されていること。（合計人数が収容定員と一致することをご確認ください。） △建物の立面図（複数建物がある場合は、建物ごとに）
<input type="checkbox"/>	10	園則、運営規程等	<ul style="list-style-type: none"> ・園則・運営規定・重要事項説明書の写しを添付してください。（先行して作成いただいた園則等です。）
<input type="checkbox"/>	11	職員名簿	<ul style="list-style-type: none"> ・指定様式あり ・新制度移行日時点で記載してください。（翌年4月1日）
<input type="checkbox"/>	12	付表	<ul style="list-style-type: none"> ・指定様式あり。記入例にならない作成してください。 ・横浜市が管理するシステムに情報を取りこむ際のエラーを未然に防ぐため、全角・半角の指定や入力可能文字数、セルの表示形式の変更等には十分ご注意ください。 ・付表に記入した内容は、個人情報を除き、国の委託により福祉医療機構が運営する子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」で公表されます。一部情報について、事業者様に直接入力いただきますので、ご承知おきください。

付表(記入例)

項目名		入力項目 記入欄
法人番号【横浜市記入項目】	(半角数字：13文字)	
施設番号【横浜市記入項目】	(半角数字：13文字)	
フリガナ	(半角カナ：25文字以内)	ヨコハマシホウゴクノリイ
法人名称	(全角：20文字以内)	学校法人あいうえお
郵便番号	(〒)無で入力	1234567 ※必ず半角で入力
法人住所	(全角：64文字以内)	※都道府県からご記入ください。数字は全角です。
電話番号	(〒)有で入力	045-000-0000 ※必ず半角で入力
FAX番号	(〒)有で入力	045-000-0000 ※必ず半角で入力
法人種別	【選択項目】 その他の法人(全角：20文字以内)	学校法人
法人所轄庁	【その他の場合選択】	
設立年月日	(西暦)	※履歴事項全部証明書に記載内容と合わせてください。
職名	(全角：20文字以内)	※履歴事項全部証明書の記載内容と合わせてください。
フリガナ	(半角カナ：25文字以内)	ヨコハマ 太郎
氏名	(全角：20文字以内)	横浜 太郎
生年月日	(西暦)	19XX年1月1日 ※必ず半角で入力
就任年月日	(西暦)	20XX年4月1日 ※必ず半角で入力
郵便番号	(〒)無で入力	1234567 ※必ず半角で入力
代表者住所	(全角：64文字以内)	※都道府県からご記入ください。数字は全角です。
電話番号	(〒)有で入力	※任意
FAX番号	(〒)有で入力	※任意
認可年月日	(西暦)	19XX年10月1日 ※必ず半角で入力
事業開始(予定)年月日	(西暦)	19XX年4月1日 ※必ず半角で入力
施設・事業区分		幼稚園
フリガナ	(半角カナ：25文字以内)	ヨコハマシホウゴクノリイ
施設名称	(全角：20文字以内)	よこはまはびねすほつ幼稚園
郵便番号	(〒)無で入力	1234567 ※必ず半角で入力
施設所在区	【選択項目】	中区
施設住所	(全角：64文字以内)	神奈川県横浜市中区瀬上町1番地B ※正式表示で記載してください。数字は全角です。
電話番号	(〒)有で入力	045-000-0000 ※必ず半角で入力
フリガナ	(半角カナ：25文字以内)	ウチノハナ
園長氏名	(全角：20文字以内)	園内 花子
生年月日	(西暦入力)	19XX年1月1日 ※必ず半角で入力
就任年月日	(西暦入力)	20XX年4月1日 ※必ず半角で入力
資格の有無		有
有：資格の種類	【複数選択可能項目】	<input type="checkbox"/> 1:保育士 <input checked="" type="checkbox"/> 2:幼稚園教諭 <input type="checkbox"/> 3:看護師 <input type="checkbox"/> 4:その他
その他：資格名称	(全角：30文字以内)	※保育・教育に関係する免許(小学校教諭等)があれば記入
郵便番号	(〒)無で入力	1234567 ※必ず半角で入力
園長住所	(全角：64文字以内)	※都道府県からご記入ください。数字は全角です。

付表(記入例)

項目名		入力項目 記入欄	
開所曜日	1号	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input checked="" type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input checked="" type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日	
開所時間 (平日、土曜、休日)	1号	平日 9時00分 13時00分	
	備考	土曜日 0時00分 日曜日等 0時00分	
休園日	1号	有・無 有の場合 有：その他の内容(全角：30文字以内) 有：休園期間の内容(全角：20文字以内)	
	備考	有 <input checked="" type="checkbox"/> 夏季 <input checked="" type="checkbox"/> 冬季(毎茶年始含む) <input checked="" type="checkbox"/> 春季 <input checked="" type="checkbox"/> その他 土曜、日曜、祝日	
認可定員 (教養部分)	認可定員の有無	有・無	
	収容定員	3歳	70人
		4歳	70人
		5歳	70人
	合計(自動計算)		210人
学級数		2	
受入年齢	合計(自動計算)		6
	【開始年齢を選択】		
	【終了年齢を選択】	3歳から 5歳まで	60人 5人
利用定員	1号認定	3歳	うち小規模保育事業との連携枠
		4歳	60人
		5歳	60人
施設情報	小計(自動計算)		180人
施設情報	利用定員合計(自動計算)	うち小規模保育事業との連携枠	5人
			180人

【参考】付表
※今後様式が変更になる場合があります。

付表(記入例)

項目名		入力項目 記入欄	
幼稚園 預かり保 育	実施有無	有	
	市型預かり保育	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input checked="" type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input checked="" type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日	
	有：実施曜日	7時30分	
	有：平日の開始時間	18時30分	
	有：平日の終了時間	7時30分	
	有：土日の開始時間	15時30分	
	有：土日の終了時間	9,000円	
	有：利用料	円 ~	
	実施有無	無	
	有：実施曜日	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日	
有：開始時間	0時00分		
有：終了時間	0時00分		
有：利用料(月額)	円 ~		
有：利用料(時間)	円 ~		
給食(弁当) 実施状況	1号	<input type="checkbox"/> 給食のみ実施 <input type="checkbox"/> 弁当のみ実施 <input checked="" type="checkbox"/> 給食・弁当併用 <input type="checkbox"/> その他	
	提供日	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input checked="" type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input checked="" type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> その他	
提供内容	<input checked="" type="checkbox"/> 完全給食 <input type="checkbox"/> 副食給食 <input type="checkbox"/> 軽食のみ <input type="checkbox"/> その他		
アレルギー対応の有無	有		
施設設備	土地所有者	土地1	土地2
	土地所有者	土地1	土地2
	【選択】	土地1	土地2
	【選択】	土地1	土地2
	【選択】	土地1	土地2
建物	建物の権利形態	建物1	建物2
	自己所有以外の場合の所有者(全角：20文字以内)	建物1	建物2
	建物賃借料(月額)	1,200,000円	円
	建物構造	鉄骨造	耐火
	耐火建築物	地上3階	地上1階
	建物階層	地上3階	地上1階
	施設所在階層	地上3階	地上1階
	【複数階に分かれる場合は複数入力】	1階	2階
	建物の築年月(西暦入力)	20XX年4月	
	併設施設の有無	有	共同住宅
施設設備	延床面積(施設部分)	800.00㎡	
	専用駐車場の有無	無	
	有：台数		
	備考		
	(全角：20文字以内：改行がある場合注意)		

付表(記入例)

項目名		入力項目 記入欄	
施設設備	区分	認可定員	部屋数
	3歳児室	70人	2
	4歳児室	70人	2
	5歳児室	70人	2
	小計(自動計算)	210人	6
	一時保育室	0.00㎡	
	調理室	0.00㎡	
	調乳室	0.00㎡	
	事務室・職員室	30.00㎡	
	医務室・保健室	5.00㎡	
遊戯室(幼稚園)	100.00㎡		
地域子育て支援スペース	0.00㎡		
便所	50.00㎡		
図書室	0.00㎡		
休憩室	15.00㎡		
その他	300.00㎡		
小計(自動計算)	500.00㎡		
合計(自動計算)	800.00㎡		
運動場・屋外遊戯場	全体面積		1,000.00㎡
調理設備の状況	専用運動場・屋外遊戯場	<input checked="" type="checkbox"/> 地上 <input type="checkbox"/> 屋上 <input type="checkbox"/> 別敷地	
調理業務実施区分	【選択】	無	
整備費補助金の交付有無	【選択】	外部搬入	
有：内容(事業名称と年度)	【選択】	無	
(全角：200文字以内：改行がある場合注意)			
加入の有無	【選択】	賠償保険	
賠償額の金額	対人1名につき		50,000,000円
	対人1事故につき		200,000,000円

給付認定について

1 給付認定について

1

<給付認定の種類>

- ・「教育・保育給付認定（法第19条認定）」
- ・「施設等利用給付認定（法第30条の4認定）」

法第19条 認定

保育所等、施設型給付幼稚園・認定こども園の利用に対して給付

法第30条の4 認定

私学助成園等の教育時間部分、幼稚園・認定こども園における預かり保育、認可外保育施設、一時保育等の利用に対して給付（無償化給付）

⇒施設型給付幼稚園、認定こども園の
教育時間の利用には、法第19条認定が必須

<施設類型ごとの給付認定の位置づけ>



今まで（私学助成園等のとき）

保育料・入園料について
無償化給付を受ける
ために、
30条認定が必要です。



施設型給付園へ移行後

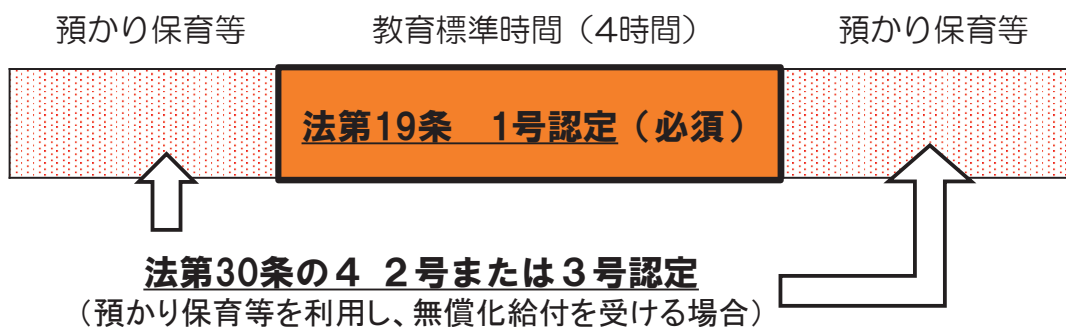
施設を利用するため
に、19条認定が必要です。
認定がなければ、利用することはできません。

預かり保育の無償化には、
引き続き30条認定が必要です。

3

利用者が必要な認定区分は、次の通りです。

施設型給付幼稚園 認定こども園（教育利用）



認定こども園（保育利用）

保育標準時間（11時間）または保育短時間（8時間）

法第19条 2号または3号認定（必須）

4

<法第19条認定の区分>

認定区分	年齢	保育の必要性	利用できる施設・事業
法第19条1号認定 ＜教育標準時間＞	満3歳以上	なし	施設型給付幼稚園、 認定こども園（教育利用）
法第19条2号認定 ＜保育標準時間／ 保育短時間＞	満3歳以上	あり※	保育所、 認定こども園（保育利用）
法第19条3号認定 ＜保育標準時間／ 保育短時間＞	満3歳未満	あり	保育所、認定こども園（保育利用） 家庭的保育事業、小規模保育事業、 事業所内保育事業など

※ 保育の必要性があっても、幼稚園・認定こども園（教育利用）を利用する場合は、原則、法第19条1号認定となります。
幼稚園等の預かり保育に係る認定については、次ページで説明します。

5

<法第30条の4認定の区分>

認定区分	年齢等	保育の必要性	利用できる施設・事業
法第30条の4 1号認定	満3歳以上	なし	
法第30条の4 2号認定	3歳児 クラス以上	あり	幼稚園等預かり保育（※）、 認可外保育施設、一時保育 等
法第30条の4 3号認定	満3歳児 クラス以下 かつ 非課税世帯等	あり	

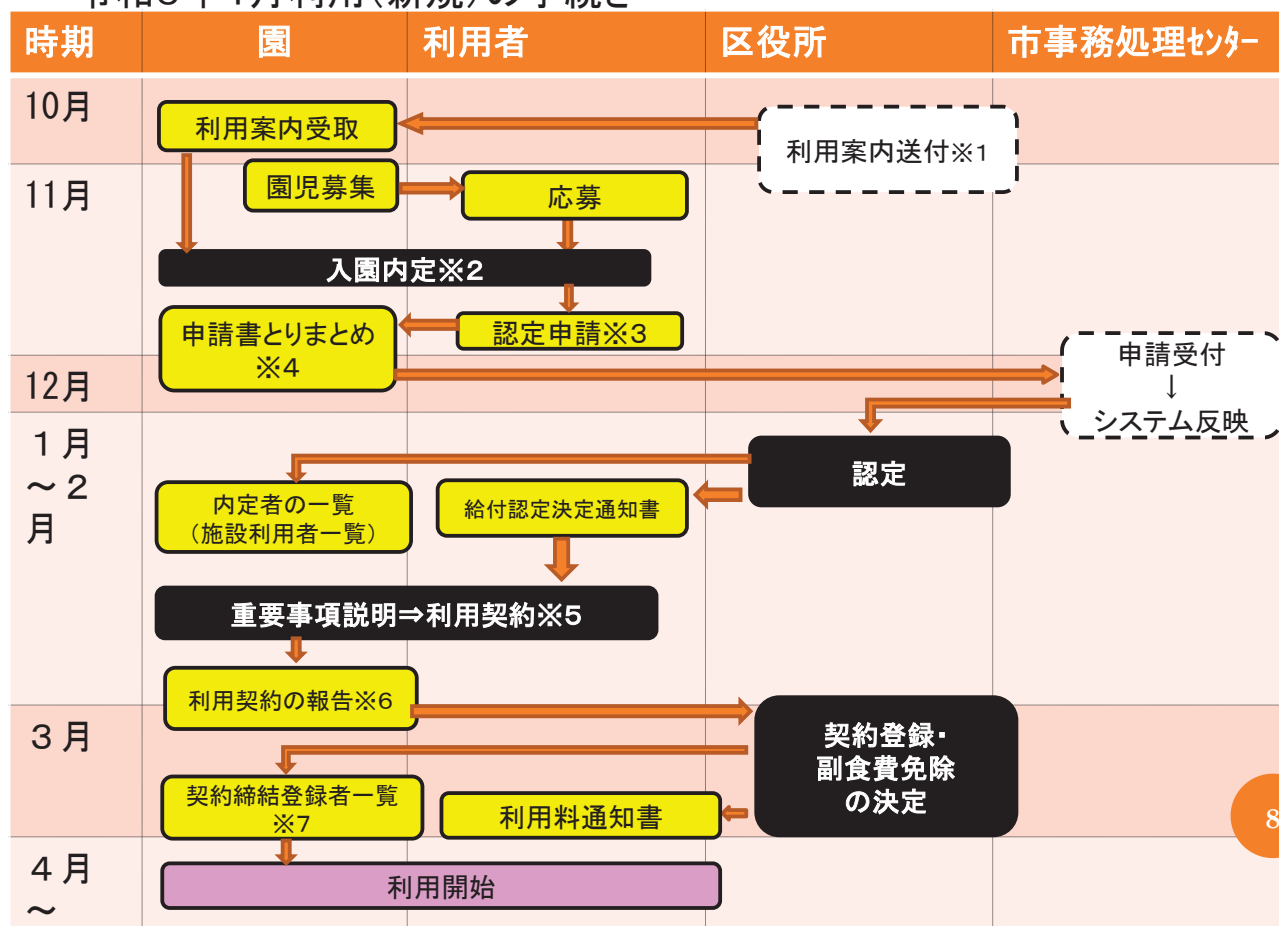
※市型預かり保育（わくわく！はまタイム）は、
2号・3号認定に満たない就労等の場合でも利用可能です。

6

2 利用手続について

7

(1) 幼稚園、認定こども園(教育利用) 令和6年4月利用(新規)の手続き



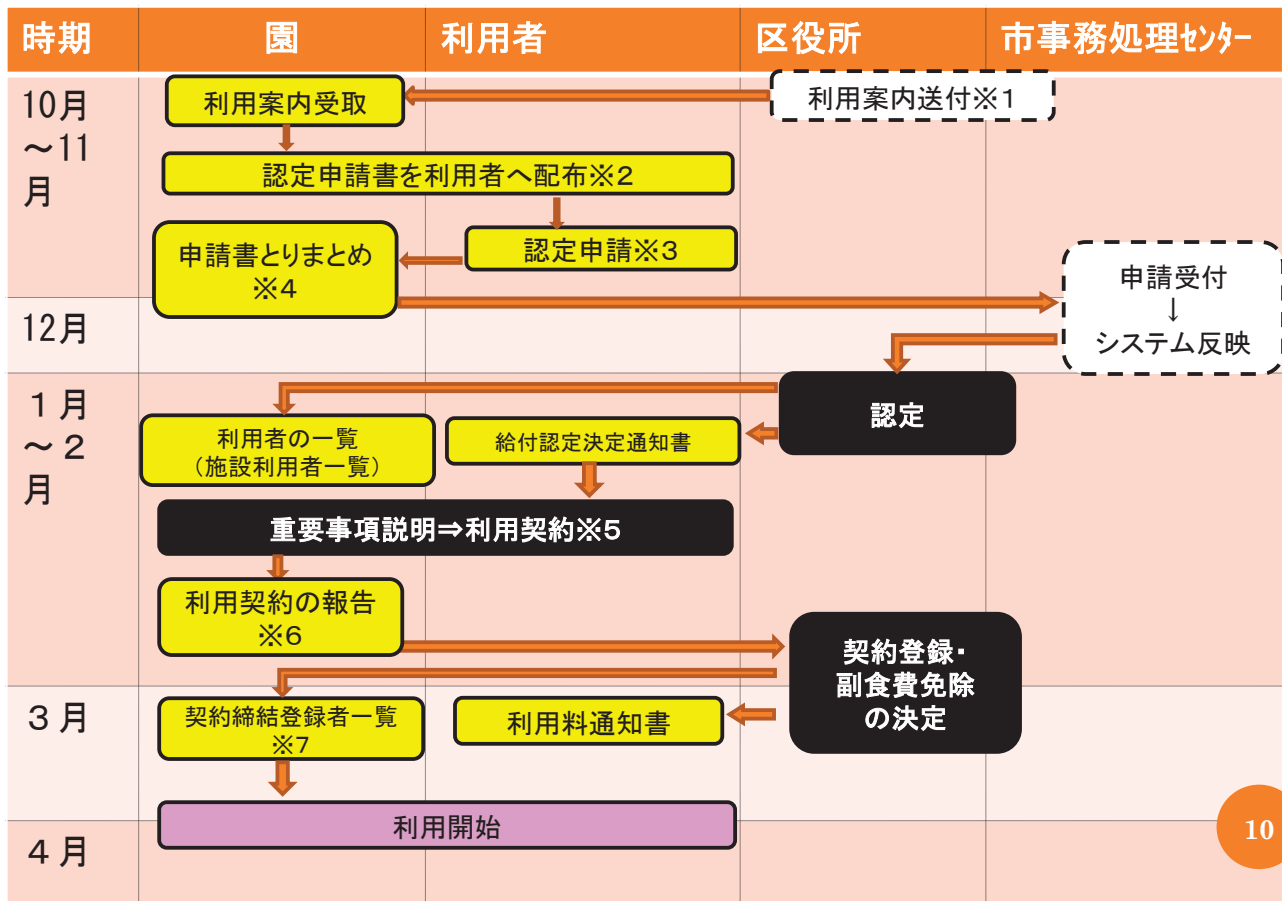
8

【説明】

番号	項目	説明
※1	利用案内送付 (区役所→園)	区役所から、申請書類同封の利用案内を10月上旬ごろ、園に送付します。
※2	利用案内配付 (園→内定者)	園から内定者に、利用案内を配付します。 (利用案内は、各区役所にもあります。)
※3	認定申請	内定者から園に申請書類を提出します。
※4	申請書類 とりまとめ	園にて申請書類をとりまとめます。 (指定日に横浜市委託の事業者が書類の回収をします。)
※5	利用契約	施設利用者一覧を確認の上、利用契約を締結します。 (必要に応じて内定者から給付認定決定通知書の提示を受けてください。)
※6	利用契約の 報告	①施設利用者一覧を加除修正して契約者一覧を作成し、 ②園所在区役所こども家庭支援課に提出します。
※7	契約締結登録者 一覧	令和6年4月からの利用者が決定し、区役所から園に契約締結登録者一覧を送付します。 (一覧には、副食費の免除対象者も記載されています。)

9

(2) 在園児の手続き



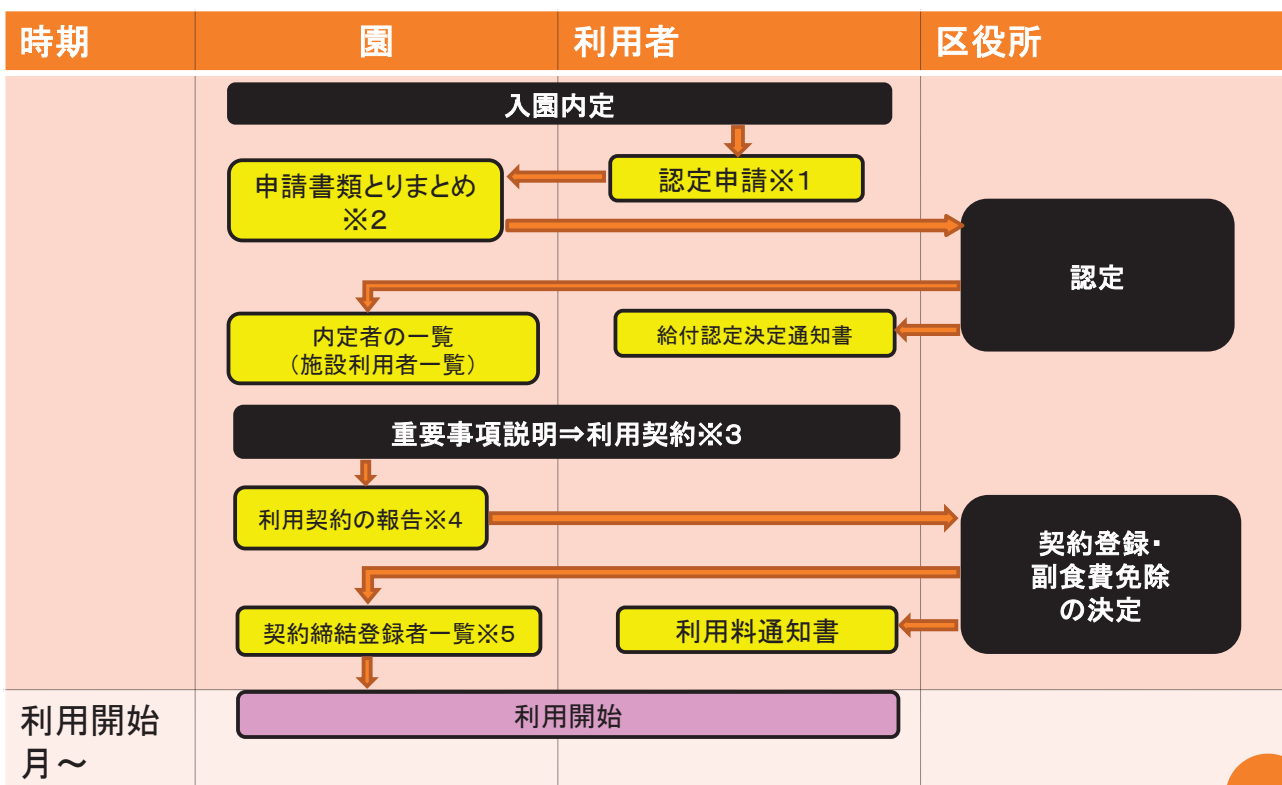
10

【説明】

番号	項目	説明
※1	利用案内送付 (区役所→園)	区役所から、申請書類同封の利用案内を在園児数分(卒園予定児除く)送付します。
※2	利用案内配付 (園→利用者)	来年度以降、引き続き利用する児童の保護者に申請書類を配付します。
※3	認定申請	利用者から園に申請書類を提出します。
※4	申請書類 とりまとめ	園にて申請書類をとりまとめます。 (指定日に横浜市委託の事業者が書類の回収をします。)
※5	利用契約	施設利用者一覧を確認の上、利用契約を締結します。 (必要に応じて利用者から給付認定決定通知書の提示を受けてください。)
※6	利用契約の 報告	①施設利用者一覧を加除修正して契約者一覧を作成し、 ②園所在区役所こども家庭支援課に提出します。
※7	契約締結登録者 一覧	区役所から園に、令和6年4月からの契約締結登録者一覧を送付します。 (一覧には、副食費の免除対象者も記載されています。)

11

(3)毎月の新規申込手続き



12

※ 利用開始月に間に合うよう、早目の手続きが必要です。

【説明】

番号	項目	説明
※1	認定申請	内定者から園に申請書類を提出します。
※2	申請書類 とりまとめ	申請書類をとりまとめ、利用開始日までに園所在区役所 こども家庭支援課に提出します。
※3	利用契約	施設利用者一覧を確認の上、利用契約を締結します。 (必要に応じて保護者から給付認定決定通知書の提示を受けて ください。)
※4	利用契約の報告	①施設利用者一覧を加除修正して契約者一覧を作成し、 ②園所在区役所こども家庭支援課に提出します。
※5	契約締結者一覧	該当月からの利用者が決定し、区役所から園に契約締結 登録者一覧を送付します。 (一覧には、副食費の免除対象者も記載されています。)

13

(4)市外に居住する児童の場合

1 利用者(保護者)は居住市区町村において認定を受ける必要があります。
居住市区町村に確認していただき、その指示に基づいて対応をお願いします。

2 申請書は市区町村により異なります。
事前に居住市区町村から園が取り寄せてご用意いただくか、居住市区町村に
保護者から問い合わせるようご案内ください。

3 園と利用者間で契約締結します。
支給認定証(又は利用者負担額に関する通知)の提示を受け、写しをもらって
ください。

4 認定証等の写しを横浜市に送付します。
こども青少年局保育・教育給付課(中区尾上町1-8 関内新井ビル9階)に提出
してください。

5 居住市区町村より、利用料のお知らせ等が届きます。

14

※提出日などのスケジュールは、利用者の居住市区町村にご確認ください。

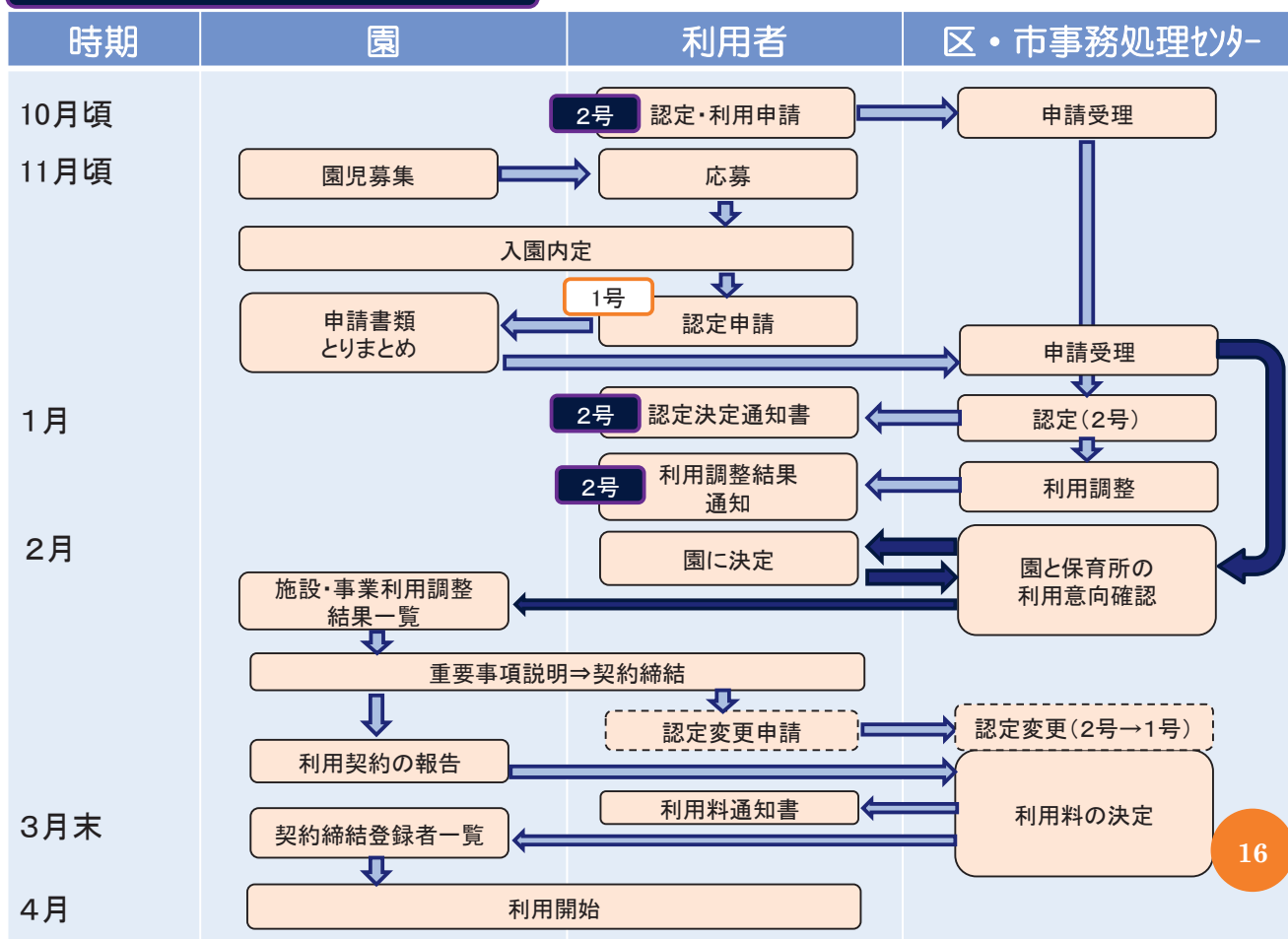
3 保育所等との併願について

- 1 幼稚園の内定を得た利用者が、保育所等の入所を併願している場合があります。
- 2 保育所等の利用を申請する場合、一旦、法第19条2号認定を受ける必要があります。
- 3 保育所等の利用調整の結果を区から利用者に通知します。
あわせて、区から利用者に対し、入園の意向の有無を幼稚園に伝えるよう連絡をします。
- 4 利用調整の結果、保育所等が保留となり、幼稚園を利用する場合、原則、利用者は、法第19条1号認定への認定変更を区に申請します。
※ただし、幼稚園に通いながら保育所等の空きを待つ場合は、認定変更をせず法第19条2号認定のまま幼稚園を利用します。

15

保育所と幼稚園の併願

※スケジュールは一次利用調整の場合



16

● 障害児保育教育対象児童等の認定について

保育・教育施設(*) (子ども・子育て支援新制度における給付対象の民間保育所、認定こども園、幼稚園及び地域型保育事業) における特別な支援を必要とする児童の保育・教育の実施については、平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度の施行に合わせて制定した「横浜市障害児等の保育・教育実施要綱」に基づき、対象児童の認定、加配区分の決定等を行っています。

※子ども子育て支援法第 33 条第 1 項では、「特定教育・保育施設の設置者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。」と規定されています(応諾義務)。

※「横浜市障害児等の保育・教育実施要綱」及び関係様式は下記ページに掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/info/yoko/youshikiany.html>

(*)保育・教育施設は、「横浜市障害児等の保育・教育実施要綱」における施設・事業者と同義です。

1 対象児童

(1) 障害児保育教育対象児童

次のアからエまでのいずれかに該当する児童

- ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条に定める「身体障害者手帳」の交付を受けている児童
- イ 療育手帳制度要綱(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号)に定める「療育手帳」(横浜市における呼称は「愛の手帳」)の交付を受けている児童
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条に定める「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている児童
- エ ア、イ又はウのいずれかと同等程度の障害を有すると、児童相談所、横浜市障害者更生相談所、横浜市総合リハビリテーションセンター、横浜市地域療育センター、小児療育センター、神奈川県立こども医療センター、横浜市立病院及び地域中核病院等の機関(以下「判定機関等」という。)の診断等(以下「診断等」という。)により、区福祉保健センター長が特に認めた児童

(2) 特別支援保育教育対象児童

判定機関等の診断等を受けていないが、次のア又はイのいずれかに該当する児童

- ア 次の各号のすべてに該当する児童
 - (ア) 横浜市地域療育センター又は横浜市総合リハビリテーションセンター等の療育機関を利用している児童又は利用する予定がある児童
 - (イ) この要綱による障害認定を受けていない児童
 - (ウ) 集団保育において特別な配慮の必要があると区福祉保健センター長が認めた児童
- イ ア以外の児童で、区福祉保健センターでの心理相談を利用する等の専門職による関わりがあり、集団において保育士加配が必要と区福祉保健センター長が必要性を特に認めた児童

(3) 被虐待児保育教育対象児童

必要に応じて児童相談所と協議を行い、次の各号のすべてに該当すると区福祉保健センター長が特に認めた児童

- ア 虐待がある又は虐待が疑われ、保護者等と対象児童を日中に分離すること等により、虐待の重篤化を防止することが期待できる児童
- イ 日々の状況を把握することが必要な児童
- ウ 保護者対応や当該児童の状況により、保育士等の加配がないと特定保育・教育施設での円滑な運営に支障が生じる恐れがある児童

(4) 医療的ケア対象児童

経管栄養、吸引、導尿等の医療的ケアが必要な児童で、ほかに重篤な症状がなく、集団での保育教育が可能であると区福祉保健センター長が認めた児童

2 障害児及び特別支援保育教育対象児童の認定までの流れ

障害児及び特別支援保育教育対象児童の認定までの流れは、別紙の「障害児保育教育対象児童等申請・認定確認書（施設・事業者→保護者説明用）」にお示しするとおりです。

この資料を使って、必ず保護者への説明を行ってください。保護者には、保育・教育施設における集団での対象児童への必要な支援の内容、当該認定に関する申請方法や認定までの流れなどについて説明し、対象児童の状況について共通認識を持つとともに、保育・教育施設での保育・教育を実施するにあたっての必要事項を保護者と共有します。

区福祉保健センターからの認定後、対象児童の加配区分、助成金の使途等について保護者に説明し署名をいただいた用紙の写しを、こども青少年局保育・教育給付課宛に向上支援費の申請時に提出してください。

なお、資料の説明にあたっては、「障害児保育教育対象児童等申請・認定確認書について（施設・事業者用）」をご活用ください。

3 被虐待児保育教育対象児童及び医療的ケア対象児童の手続き（1号、2・3号共通）

(1) 被虐待児保育教育対象児童

保護者及び施設長からの申請によらず、区福祉保健センターが対象児童を認定し、保育・教育施設へ通知します。児童1人に対し1人の保育士・教諭等が加配されます。

すべての保育・教育施設には、虐待が疑われるケースがあった場合は、区福祉保健センターや児童相談所等に通告の義務があります。該当ケースがあった場合は、必ずご連絡ください。

(2) 医療的ケア対象児童

ア 書類提出依頼

保育・教育施設での保育・教育の提供において、医療的ケアを必要とする児童がいる場合には、保護者に対して説明を行い、「医療的ケア依頼書」（第6号様式）、「医療的ケア主治医意見書（兼診療情報提供書）・指示書（第7号様式）」を渡し、保護者へ提出を依頼します。

詳細は「私立幼稚園等における医療的ケア児受入れのためのガイドライン」をご覧ください。
<<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/ikea-hoiku/>>

イ 保育・教育施設から区への申請

保護者の申し出を受け、施設所在区の福祉保健センターへ必要書類を提出します。

【提出書類】

- ① 「医療的ケア児童状況書（第1号様式—2）（保護者用）」
- ② 「医療的ケア依頼書（第6号様式）」
- ③ 「医療的ケア主治医意見書（兼診療情報提供書）・指示書（第7号様式）」
- ④ 「医療的ケア実施（変更）届（第8号様式）」
- ⑤ 「医療的ケア対象児童認定（変更）申請書（第10号様式）」

※新規入所児童の①③の資料については区こども家庭支援課より受領してください。

ウ 医療的ケア児加配決定

イの申請を受け、区福祉保健センター長は、届出の内容が適正と認めた場合に加配を決定し、保育・教育施設へ「医療的ケア対象児童認定（変更）決定通知書（第13号様式）」を通知します。

エ 看護職員の配置、助成

対象児童に認定された児童が利用する保育・教育施設が医療的ケアを対応する看護職員雇用費の助成を受ける場合は、看護職員（看護師、保健師、助産師、准看護師）を配置してください。

また、保育士・教諭等についても、職員等を配置等するとともに、医療的ケア児の保育・教育に必要な配慮をしてください。

オ 医療的ケア依頼書、医療的ケア主治医意見書・指示書の再提出

必要な医療的ケアに変更があった場合、または「医療的ケア依頼書（第6号様式）」及び「医療的ケア主治医意見書（兼診療情報提供書）・指示書（第7号様式）」の直近の提出から1年が経過した場合は、改めて「医療的ケア依頼書（第6号様式）」及び「医療的ケア主治医意見書（兼診療情報提供書）・指示書（第7号様式）」の提出を受けてください。

4 障害児及び特別支援保育教育対象児童の保育・教育の実施にあたって

特別な支援を必要とする子どもの状況を保護者が受け止め、保育・教育施設とともに子どもを育むためには、子どもの様子を保護者と共有し、子どもや保護者の困り感や心配する気持ちを受け止めることが重要です。障害児及び特別支援保育教育対象児童の申請を行うにあたっては、十分な説明を行ったうえで、保護者の理解を得て話を進めてください。保護者が子どもの特別な支援が必要な状況を受容するには個人差があります。唐突な話と受け取られないよう、保護者の心情も考慮しながら話を進め、お子さんにどのような支援をし、保育・教育を行っていくかについて、保護者と保育・教育施設が共有していくことが大切です。

そのためにも、障害児等支援が必要な子どもの保育については、他の子どもとの生活を通してともに成長できるよう、指導計画に位置付け、支援のための計画を個別に作成し、保育の内容や子どもの様子を日誌などに記録してください。また、保護者や区福祉保健センター、療育センターなどの関係機関とも連携し、保育・教育にあたってください。

※2・3号認定の新規利用児童で、利用決定前に加配区分の連絡を受けた場合は、保育士・教諭等の確保や保育内容等の検討など、児童の受入に必要な体制等を準備していただくようお願いします。

5 留意事項

(1) 助成金の使途について

基本的には「人員配置」を優先してください。

「人員配置」と「必要な環境を整える」の両方が想定される場合は、「障害児保育教育対象児童等申請・認定確認書（施設・事業者→保護者説明用）」の「助成金使途」の欄に両方を併記し、保護者に丁寧に説明してください。

(2) 障害児等受入加算について

障害児等受入加算は、「横浜市障害児等の保育・教育実施要綱」に基づき、障害児や特別支援児童、医療的ケアが必要な児童の保育・教育に必要な保育士・教諭等を加配するための経費（及び物品購入等環境整備のための経費）です。

園からの申請を受け、区福祉保健センターが対象児童を認定してから初めて請求可能となり、上記の経費のために使用してください。

障害児保育教育対象児童等申請・認定確認書について（施設・事業者用）

[申請前]①～⑥の項目について保護者に説明します。

[認定後]保護者と認定結果を共有し、対象児童への支援、助成金の使途について説明します。

[申請前の説明]

「障害児保育教育対象児童等申請・認定確認書」を使って説明してください。

保
護
者
説
明

①お子さんの様子、必要な支援についての情報共有

- ・特別な支援を必要とする子どもの状況を保護者が受け止め、保育・教育施設とともに子どもを育むためには、子どもの様子を保護者と共有し、子どもや保護者の困り感や心配する気持ちを受け止めることが重要です。
- ・障害児及び特別支援対象児童の申請を行うにあたっては、十分な説明を行ったうえで、保護者の理解を得て話を進めてください。保護者が子どもの特別な支援が必要な状況を受容するには個人差があります。唐突な話と受け取られないよう、保護者の心情も考慮しながら話を進め、お子さんにどのような支援をし、保育・教育を行っていかについて、保護者と保育・教育施設が共有していくことが大切です。

②本制度についての説明

- ・障害児保育教育対象児童等申請・認定確認書の記載内容について説明します。
- ・認定されることで、加配区分に応じた費用が保育・教育施設に対して助成されます（市立保育所を除く）。助成金の使途及び集団での保育・教育の中での対象児童への支援について、どのように対応するかを十分に説明したうえで、保護者に必要書類の提出をお願いします。この際、対象児童及び保護者の人権への配慮をお願いします。
- ・保護者が「児童状況書（第1号様式）」を提出することで、特別な支援を必要とする児童の保育・教育の提供に対する同意とします。

必
要
書
類

③提出書類

受け取った書類は、「障害児保育教育対象児童等認定（変更）申請書（第9号様式）」とともに、施設所在区の福祉保健センター（こども家庭支援課）に提出します。

【保護者が準備するもの】

○「児童状況書（第1号様式）」

- ・記入できない部分がある場合には、その部分は空欄でも構いません。「保護者同意欄」には必ず保護者の署名をもらってください。

○手帳の写し<手帳がある場合>

○「児童意見書・診断書（第3号様式）」又は診断書（任意様式）<手帳がない場合>

- ・保護者から判定機関等に作成を依頼します。保護者の了解を得ている場合には、区福祉保健センターから判定機関等に意見照会をすることもできます。その場合は、区福祉保健センターにご相談ください。

※（1号認定児童のみ該当）神奈川県私立幼稚園等特別支援教育費補助金を申請する対象児童については、市には写しを、県には原本を提出してください。

【保育・教育施設が準備するもの】

○「児童状況確認書（第2号様式）」

- ・生活習慣や発達の状況を中心に客観的に記入します。
- ・日常の保育・教育の時間の中で把握できないことを理由に、児童の状況について過度の聞き取りを行う等、必要以上にプライバシーに立ち入らないように配慮してください。確認できない内容は、記載なしで提出していただいても構いません。
- ・該当の児童に関わる書類については、個人情報保護法に基づき、保護者の求めがあれば開示します。保護者から申し出があった場合には、区福祉保健センターにご相談ください。

必
要
書
類

○「障害児保育教育対象児童等認定（変更）申請書（第9号様式）」

- ・他の必要書類と合わせて、申請の際に区福祉保健センターに提出します。

※「特別支援保育教育児童状況確認書（第4号様式）」

通院先（判定機関等）での診断がない場合には、特別支援保育教育の対象児童となります。その場合、区福祉保健センターが記入する「特別支援保育教育児童状況確認書（第4号様式）」が必要になりますので、区福祉保健センターに各施設から依頼してください。

※手帳が無い場合の加配区分の目安

- A区分：日常生活に支障があることから、園生活で子どもが活動するほとんどの場面において保育士等の支援等が必要な状況
- B区分：園生活で子どもが活動する場面の半分程度において、保育士等の支援等が必要な状況
- C区分：園生活で子どもが活動する場面において、部分的に保育士等の支援等が必要な状況

各区分とも、「ほとんどの場面」「場面の半分程度」「部分的に」が、具体的にどのような場面における、どういった支援なのかということについて、保護者に説明をしてください。

また、「保育士等の支援等」としてあるように、支援の内容は必ずしも保育士等が行う内容とは限りませんので、環境整備的な面での支援がある場合には、その説明もしてください。

認
定
結
果

④障害児認定、特別支援児認定、加配区分決定

- ・施設所在区の福祉保健センターから、保育・教育施設に「障害児保育教育対象児童等加配区分認定（変更）通知書（第11号様式）」により、認定結果を通知します。
- ・認定結果を保護者に説明してください。

※認定の対象となる期間

- ・原則として、保護者から「児童状況書（第1号様式）」による申し出があった日からとします。
ただし、保護者からの申出が何らかの事情で遅くなった場合で、対象児童に対して特別な支援を行っていたことが記録等で明らか場合は、支援を開始した日に遡って認定することができますが、必ずしも保育・教育施設が主張する開始日まで遡れるわけではありません。申請先の区福祉保健センターにご相談ください。
- ・記録等の例）対象児童の個別対応を記録した保育日誌等加配した職員配置状況が分かる書類、あるいは同等の内容の書類 など

保
育
・
教
育
の
実
施

⑤対象児童への支援

- ・特別な支援を必要とする児童の保育・教育の実施のための職員の配置等を行い、支援のための計画を個別に作成します。
- ・保育の内容や児童の様子を日々記録し、次の指導計画の作成等に活用します。
- ・保育・教育施設が、保護者、専門機関及び区福祉保健センターとの連携を十分に図りながら、保育・教育を行います。
- ・助成金の使途について、対象児童に応じた具体的な対応を保護者に説明してください。

⑥認定の見直し

- ・保育・教育の提供や対象児童の発達に応じ、児童の状況に明らかに変化があった場合は、認定の変更又は取消ができます。その場合には、保護者とも情報共有・相談を行ってください。
- ・取消の決定をする場合には、区福祉保健センターから対象児童の状況について、確認をすることがあります。

＜新規入園児の取扱い＞（詳しくは、対象児童の調整があった際に区福祉保健センターに確認してください。）

1 新規入園希望者の見学

保育・教育施設は希望者の見学を受け入れてください。

2 試行的保育の実施（2・3号認定児童のみ）（原則、利用調整の内諾後）

- ・対象児童の状況や観察のため、見学に代えて保育を実施します（見学だけでも差し支えありません）。
- ・利用希望の保育所等で実施し、必要に応じて保護者との面談や聞き取りを行います。
- ・保育を実施する時間は施設が保護者と調整して決めます。対象児童の生活習慣を知るために、飲食もできるものとしますが、衛生面・アレルギーには十分注意してください。
- ・試行的保育の実施後、「児童状況確認書（第2号様式）」を記載し、施設所在区の福祉保健センターに提出してください（1号認定児童の場合、面談等だけで「児童状況確認書（第2号様式）」の記入が難しい場合は、入園後に提出してください）。

【認定後の説明】

「障害児保育教育対象児童等申請・認定確認書」を使って説明してください。

向上支援費（障害児等受入加算）申請の際、保育・教育施設及び保護者が署名した「障害児保育教育対象児童等申請・認定確認書」の写しの提出が必要です（市立保育所を除く）。

※提出先は、こども青少年局保育・教育給付課です。

【施設記入欄】

- ・認定結果及び対象児童への保育・教育における支援について、保護者に説明してください。入園後も面談などを通じて支援内容を保護者と共有してください。
- ・助成金の使途について、対象児童のケースに応じ、どのように活用するか記入し、保護者に説明してください。

例) ・対象児童への支援が必要な場面で、保育士等を加配する。

- ・対象児童の指導計画立案や日々の記録等、文書作成時間確保のための人員を配置する。
- ・対象児童の保育・教育を実施するにあたって、必要な環境を整える。など

※助成金の使途については、基本的には「人員配置」を優先してください。

「人員配置」と「必要な環境を整える」の両方が想定される場合は、「障害児保育教育対象児童等申請・認定確認書（施設・事業者→保護者説明用）」の「助成金使途」の欄に両方を併記し、保護者に丁寧に説明してください。

- ・説明をした後、該当箇所にチェックを入れ、助成金の使途、施設所在区、施設名を記入し、施設長が署名をしてください。
- ・認定書番号は契約締結登録者一覧の支給認定番号を記載してください。

【保護者記入欄】

- ・保護者が保育・教育施設から説明を受けた後、該当箇所にチェックを入れ、日付の記入及び署名をしてもらいます。

＜留意事項：障害児等受入加算について＞

障害児等受入加算は、「横浜市障害児等の保育・教育実施要綱」に基づき、障害児や特別支援児童、医療的ケアが必要な児童の保育・教育に必要な保育士等を加配するための経費（及び物品購入等環境整備のための経費）です。

園からの申請を受け、区福祉保健センターが対象児童を認定してから初めて請求可能となり、上記の経費のために使用してください。

保護者説明

① お子さんの様子、必要な支援についての情報共有

② 本制度についての説明

- ・本制度は、お子さんが集団での保育・教育において特別な支援を必要とする場合に、保育士等の加配等によって支援するものです。
- ・認定をされた場合には、保育・教育施設が保育士等の加配、記録や計画立案のための職員配置、環境整備など、お子さんへの保育・教育に必要な対応を行います。
- ・助成の対象となる期間は、基本的には保護者から申し出があった日以降ですが、それ以前にも職員の配置などを行っている場合には、対応を開始した日から対象となります。
- ・区福祉保健センターから認定決定を受け取った保育・教育施設から、加配の区分や助成金の使途などについて説明がありますので、説明を受けた場合には、確認の署名をお願いします。

必要書類

③ 提出書類（保護者は、◎印の書類を、保育・教育施設にお渡してください。）

手帳の有無（身体障害者手帳・療育手帳(愛の手帳)・精神障害者保健福祉手帳）

↓ あり ↓ なし

【保護者が準備】

- ◎「児童状況書」(第1号様式)
- ◎手帳の写し

通院先(判定機関等)での診断がある

↓ あてはまる ↓ あてはまらない

【保護者が準備】

- ◎「児童状況書」(第1号様式)
- ◎判定機関等の意見が分かるもの「児童意見書・診断書」(第3号様式)
- 又は 診断書(任意様式)
- 判定機関等が記入
- ※場合によっては区福祉保健センターから意見照会

今後通院予定 又は 区の心理相談を利用する等の専門職による関わり

↓ あり ↓ なし

特別支援保育教育対象児童として申請

↓ する ↓ しない

【保護者が準備】

- ◎「児童状況書」(第1号様式)

↓

【保育・教育施設が準備】

- 「児童状況確認書」(第2号様式)
- 「障害児保育教育対象児童等認定(変更)申請書」(第9号様式)

↓

④ 障害児等認定、加配区分決定

施設所在区の福祉保健センターより保育・教育施設へ、認定の決定を通知します。その通知を受けた後、保育・教育施設から、改めて保護者にお知らせします。

↓

○「障害児保育教育対象児童等加配区分認定(変更)通知書」(第11号様式)

区福祉保健センター記入

認定結果

⑤ 対象児童への支援

保育・教育施設が、保護者、専門機関及び区福祉保健センターと連携を十分に図りながら、特別な支援を必要とする児童の保育教育の実施のための職員の配置等を行い、個別に計画を立てて支援していきます。また、認定後も引き続き、面談などを通して保育内容（支援内容）を伝えます。

⑥ 認定の見直し

保育・教育の提供やお子さんの発達に応じ、児童の状況に明らかに変化があり、認定の変更、又は取り消しが必要な場合には再度ご相談します。

認定後の説明

区福祉保健センターから認定の通知を受け取った保育・教育施設が、保護者に対して認定区分、助成金の使途等について説明するとともに、その後の保育・教育について説明します。

説明を受けた後、署名をお願いします。

署名をいただいた用紙の写しを、保育・教育施設がこども青少年局保育・教育給付課に提出します。

【施設記入欄】

支給認定証番号（契約締結登録者一覧より）： _____ 児童名： _____

保護者に、障害児、特別支援児保育教育対象児童の認定結果を説明しました。

【 】 障害児保育教育対象児童（加配区分 A・B・C）

【 】 特別支援保育教育対象児童

認定後の対象児童への保育教育における支援、助成金の使途について、保護者に説明しました。

助成金の使途：

区：施設名 _____

施設長氏名（自署） _____

【保護者記入欄】（確認後 にチェック と署名をお願いします）

障害児、特別支援児保育教育対象児童の認定結果を確認しました。

認定後の子どもの保育教育における支援、助成金の使途について、説明を受けました。

確認日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 保護者氏名（自署） _____

園則・運営規程・重要事項説明書の作成及び利用者との契約について

1 園則・運営規程・重要事項説明書について

子ども・子育て支援新制度における給付対象施設へ移行する幼稚園・認定こども園では、以下の整備が必要です。

- ① 園則
- ② 運営規程
- ③ 重要事項説明書（重要事項を説明するための書類）

【法的位置付け】

① 園則

幼稚園・認定こども園の管理運営に関する事項を定めた規則。認可にかかる所轄庁へ届け出る。

（根拠法令）

- ・学校教育法施行規則（第3条・第4条）
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（第15条・第16条）

② 運営規程

特定教育・保育施設（給付対象施設）が定めておかなければならない、施設の運営についての重要事項に関する規程。給付対象施設としての確認にかかる所轄庁へ届け出るほか、その概要を園内に掲示する。

（根拠法令）

- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（第20条）
- ・横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（第20条）

③重要事項説明書（重要事項を説明するための書類）

利用申込を行った保護者に対し、園の利用にあたっての重要事項を説明するために必要な書類。

（根拠法令）

- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（第5条）
- ・横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（第5条）

2 園則・運営規程・重要事項説明書の記載事項について

園則・運営規程・重要事項説明書は、必要な記載事項に共通する項目が多いため、それぞれに必要な内容が網羅されている場合は、一部又は全部を兼ねることが可能です。

① 園則＝運営規程とする場合

運営規程として定めるべき事項が園則で網羅されている場合には、園則が運営規程の全てを兼ねることになるため、運営規程を別途定める必要はありません。

② 運営規程・募集要項＝重要事項説明書とする場合

運営規程や募集要項に施設の利用にあたっての重要事項として必要な内容が網羅されており、それを用いて保護者への説明が可能と判断する場合は、「重要事項説明書」を別途作成する必要はありません。

【必要とされる記載事項】

園則		運営規程	重要事項説明書
幼稚園、 幼稚園型認定こども園 <small>(学校教育法施行規則第4条)</small>	幼保連携型認定こども園 <small>(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第16条)</small>	全ての 特定教育・保育施設 <small>(横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例第20条)</small>	全ての 特定教育・保育施設 <small>(横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例第5条)</small>
1 <u>修業年限、学年、学期及び授業を行わない日</u> (以下「休業日」という。)に関する事項 2 部科及び課程の組織に関する事項 3 <u>教育課程及び授業日時数</u> に関する事項 4 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項 5 <u>収容定員及び職員組織に関する事項</u> 6 <u>入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項</u> 7 <u>授業料、入学金その他の費用徴収に関する事項</u> 8 賞罰に関する事項 9 寄宿舎に関する事項	1 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項 2 <u>教育課程</u> その他の教育及び保育の内容に関する事項 3 保護者に対する子育ての支援に内容に関する事項 4 <u>利用定員及び職員組織に関する事項</u> 5 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項 6 <u>保育料その他の費用徴収に関する事項</u> 7 その他施設の管理についての重要事項	1 施設の目的及び運営の方針 2 <u>提供する特定教育・保育の内容</u> 3 <u>職員の職種、員数及び職務の内容</u> 4 <u>特定教育・保育の提供を行う日(学期を含む)及び時間、提供を行わない日</u> 5 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 6 <u>小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員</u> 7 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(選考方法を含む) 8 緊急時等における対応方法 9 非常災害対策 10 虐待の防止のための措置に関する事項 11 その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項	【運営規程の概要】 【利用者の負担】 【その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項】

※下線は、兼ねられることが可能と考えられる事項

※ここに掲げる事項以外について記載することも可

3 園則・運営規程・重要事項説明書の届出について

給付対象施設に移行する幼稚園や認定こども園は、原則、保育料等を利用者から徴収する前に園則を改めてください。(園児募集までに園則変更手続きが完了していることが望ましいですが、やむを得ず間に合わない場合は、少なくとも費用徴収など園児募集に関わる事項については理事会等で決議をしておいてください。)

【届出先】

	園則	運営規程	重要事項説明書
幼稚園	神奈川県	横浜市	横浜市
幼稚園型認定こども園	神奈川県	横浜市	
幼保連携型認定こども園	横浜市	横浜市	

※幼保連携型認定こども園の園則は、学校法人の認可変更にかかる添付書類として、神奈川県へ提出が必要となる可能性があります。

※横浜市への提出時期につきましては、別途ご案内します。

4 実費徴収・入園料等の設定について

(1) 実費徴収について

教育・保育に必要な経費は原則、公定価格(利用料等を含む)で賄うこととなっておりますが、文房具代(個人に所有させて使用するもの)(※)、制服代、遠足代・行事参加代、公定価格に含まれていない1・2号認定の給食費(※)、通園バス代などの費用は、実費徴収が可能です。なお、徴収にあたっては保護者に対して事前の説明と同意が必要です。

※共用で使用する文房具等の費用は公定価格に含まれるため、実費徴収では徴収できません。

※3号認定の給食費は、公定価格に含まれるため徴収できません。

(2) 特定負担額(幼稚園の入園料等)について

特定負担額は、基準を超えた教員配置や平均的な水準を超えた設備投資など、公定価格(利用料等を含む)によって賄われない費用・不足する費用であって、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について保護者に負担を求めることが可能です。市町村が定める「基本負担額」と区別するため、「特定負担額(上乗せ徴収)」と位置付けられています。特定負担額の徴収にあたっては、保護者に対しての事前説明と書面による同意が必要になります。

幼稚園等のいわゆる入園料は、その性質から対応が2つに分かれます。

① 教育・保育の対価としての性質

② 入園やその準備、選考などに係る事務手続きに要する費用の対価としての性質

※入園の権利を保障するための費用を徴収することは適切ではありません。

①については、(2)の特定負担額のルールのもとで徴収することが必要であり、また、「入園料」と総称する場合であっても、説明責任を果たす観点から実際の用途に見合った具体的な名目や内訳金額を保護者に説明することが適当です。なお、特定負担額は教育・保育に要する費用の一部を構成するもののため、入園前に納付した後に入園辞退する場合には、原則として返還が必要です。

②に該当する、入園受入れの準備や選考など入園に関わる事務手続きに関する費用については、教育・保育の直接の対価ではないため、実費徴収や特定負担額のルールの対象外ですが、徴収時期や返還条件について保護者とのトラブルのないよう、事前に説明・同意を得ておく必要があります。

ただし、特定負担額等に関する事項を含む園の運営について、十分ご理解いただいた上で入園の応募及び利用申請をしていただく必要があることや、保護者との利用契約の締結に先がけて、入園内定時に特定負担額の一部を徴収する場合もあることから、原則として、募集要項や入園願書に特定負担額等について明記し、了承した保護者から申込を受けていただくようお願いします。

【募集要項・園の案内の記載例】

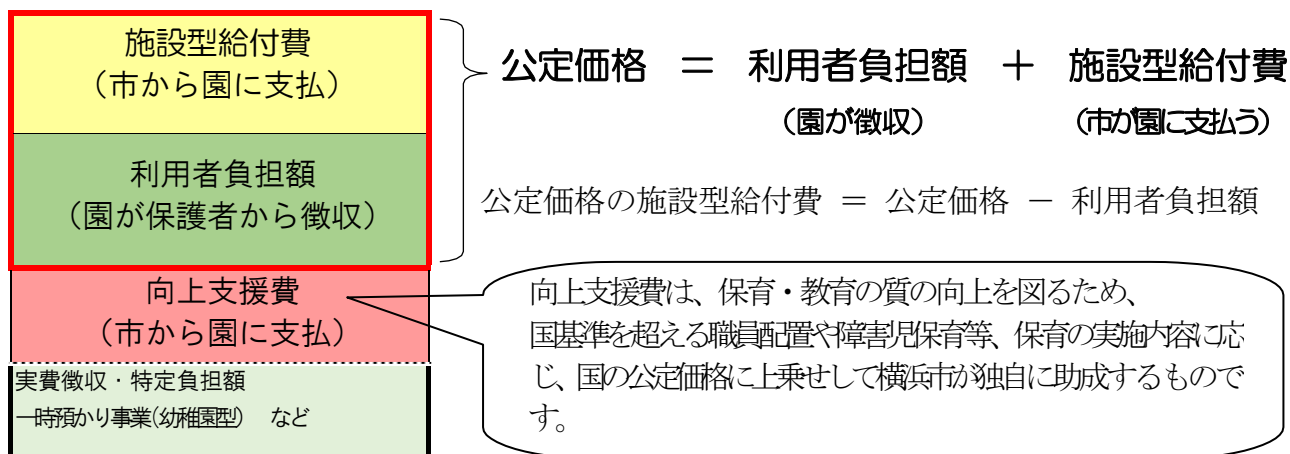
「記載内容をよくお読みいただき、内容について同意いただいたうえで入園願書の提出（園の利用申請）をしてください。」（→特定負担額について記載）

【入園願書の記載例】

「募集要項の内容について同意し、入園願書を提出します。」（→保護者の署名を求める）

(3) 参考となる資料について

ア 子ども・子育て支援新制度への移行等に関する事業者説明会（横浜市 平成 30 年 5 月 24 日（木））
「公定価格及び本市の独自助成制度について」より抜粋



※ そのほか、収入としては実費徴収や特定負担額を保護者から徴収する場合や、補足給付、一時預かり事業（幼稚園型）の市から支払われる事業費があります。

イ 子ども・子育て支援新制度説明会（内閣府 平成 26 年 9 月 4 日（木））
「私立幼稚園・認定こども園に係る利用者負担について」

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h260904/index.html>

5 利用者との契約について

園の利用開始までに、各園において作成した重要事項説明書（又はそれに代わるもの）を交付し、園児に発行されている給付認定決定通知書を確認の上、利用契約を締結してください。給付認定決定通知書の発行は、1 月頃となることから、入園の内定後に利用契約を締結することになります。

6 各種作成例について

幼稚園・幼稚園型認定こども園の園則（運営規程を兼ねる場合を含む）作成例は、平成 26 年 10 月 24 日及び平成 27 年 2 月 9 日付事務連絡にて、神奈川県私学振興課より示されています。また、横浜市の幼稚園・幼稚園型認定こども園・幼保連携型認定こども園用の園則・運営規程・重要事項説明書・利用契約書の作成例については、横浜市ホームページに掲載しています。

（掲載場所：<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunjabetsu/kosodate/iko/jigyosha.html>）



「保育 重要事項説明書」と入力する



ページ下部



実費徴収・特定負担額について

1 実費徴収について

教育・保育に必要な経費は原則、公定価格（利用料等を含む）や向上支援費（本市独自助成）で賄うこととなっておりますが、文房具代（個人に所有させて使用するもの）、制服代、遠足代・行事参加代、公定価格に含まれていない1・2号認定の給食費、通園バス代などの費用は、実費徴収が可能です。徴収にあたっては保護者に対して事前に説明し、同意を得る必要があります。なお、事前説明と同意の取得は、書面又は電磁的記録により行ってください。

※電磁的記録とは、メールやアプリ等のことを指します。

※実費徴収については、次々ページ以降に「保育所及び地域型保育事業における実費徴収について（平成31年3月20日 こ保運第2843号）」、「保育所及び地域型保育事業における寝具に関する実費徴収の取り扱い等について（事務連絡）（令和2年3月17日 こ保運第3566号）」及び「子ども・子育て支援新制度へ移行した幼稚園・認定こども園における実費徴収・特定負担について（令和2年3月17日 こ保運第3565号）」（次ページ参照）の通知内容を記載しておりますので、そちらもご確認ください。

【実費徴収できない項目の例】

3号認定児童の給食費（主食材料費及び副食材料費）
1・2号認定児童のうち副食費徴収免除対象者の副食材料費
共用で使用する文房具、日用品等
ICカード1枚目
健康診断費用

【根拠法令】

横浜市特定・教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第13条及び第43条

【留意事項】

3号認定児童の給食費は公定価格に含まれます。

1・2号認定児童のうち副食費徴収免除対象者の副食材料費については、毎月の給付費請求時「副食費徴収免除加算」を申請した場合、加算額を給付します。加算の対象となる副食材料費については、徴収できません。

2 特定負担額（幼稚園の入園料等）について ※幼稚園又は認定こども園のみ

特定負担額は、基準を超えた教員配置や平均的な水準を超えた設備投資など、公定価格（利用料等を含む）や向上支援費（本市独自助成）によって賄われな費用・不足する費用であって、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について保護者に負担を求めることが可能です。市町村が定める「基本負担額」と区別するため、「特定負担額（上乘せ徴収）」と位置付けられています。特定負担額の徴収にあたっては、保護者に対しての事前説明と書面による同意が必要になります。

幼稚園等のいわゆる入園料は、その性質から対応が2つに分かれます。

① 教育・保育の対価としての性質

② 入園やその準備、選考などに係る事務手続きに要する費用の対価としての性質

※入園の権利を保障するための費用を徴収することは適切ではありません。

①については、2の特定負担額のルールのもとで徴収することが必要であり、また、「入園料」と総称する場合であっても、説明責任を果たす観点から実際の用途に見合った具体的な名目や内訳金額を保護者に説明することが適当です。なお、特定負担額は教育・保育に要する費

用の一部を構成するもののため、入園前に納付した後に入園辞退する場合には、原則として返還が必要です。

② に該当する、入園受入れの準備や選考など入園に関わる事務手続きに関する費用については、教育・保育の直接の対価ではないため、実費徴収や特定負担額のルールの対象外ですが、徴収時期や返還条件について保護者とのトラブルのないよう、事前に説明・同意を得ておく必要があります。

ただし、特定負担額等に関する事項を含む園の運営について、十分ご理解いただいた上で入園の応募及び利用申請をしていただく必要があることや、保護者との利用契約の締結に先がけて、入園内定時に特定負担額の一部を徴収する場合もあることから、原則として、募集要項や入園願書に特定負担額等について明記し、了承した保護者から申込を受けていただくようお願いします。

下記内容は

「保育所及び地域型保育事業における実費徴収について（通知）（平成31年3月20日こ保運第2843号）」

「保育所及び地域型保育事業における寝具に関する実費徴収の取り扱い等について（事務連絡）（令和2年3月17日こ保運第3566号）」

に分割されていた内容をまとめたものです。

1 本市の実費徴収の考え方

新制度の施行により、教育・保育施設の利用において「通常必要とされる経費」については、原則公定価格・利用料・向上支援費に含まれています。実費徴収は、「保護者に負担させることが適当と認められるもの」に限り可能です。実費徴収の必要性や保護者が代替品を準備する、保護者と業者が直接契約するなど、施設が他の手段を検討し、それでもなお、実費徴収をする場合は、次の（1）～（5）に限り、認められるものとします。

寝具については、保護者に購入してもらい個人に所有させて使用する場合は（1）、寝具を業者等からリースし、使用する場合は（5）として認められるものとします。

※二重下線は市条例に記載のない解釈部分。

（1）日用品、文房具など物品のうち、個人に所有させて使用するもの（共用物品は対象外）

【例】 スモック、制服、文房具、教材、歯ブラシ、コップ、寝具

（2）行事へ参加する費用のうち、1人あたりの金額を明示し、個人に請求できるもの

【例】 遠足代（動物園等の入園料）、行事参加代（夏祭り食券、銭湯代など）、交通費

（3）2号認定児童の主食材料費（穀物、パン、麺類）及び副食材料費（おやつや牛乳、お茶代含む）

※調理に係る人件費や光熱水費、減価償却費（調理器具や食器等）は、公定価格の基本分単価等に含まれますので、徴収できません。

※3号認定児童の給食費は公定価格に含まれるため、徴収できません。

（4）教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

【例】 通園バス代、駐車場料金、ICカード（追加分）

（5）その他施設の利用において通常必要な便宜に要する費用

【例】 保険代、シーツクリーニング代、寝具リース代

2 必要最小限の担保、透明性の確保

徴収項目や金額算定の適正化を図るため、次のような手続きを導入します。

（1）実費徴収項目や金額の検討

実費徴収は、必要最小限の金額とすることが必要です。項目や金額の設定にあたり、各施設等は物品等の相場を調べたうえで、徴収額を決めます。

（2）実費徴収項目や金額の説明、周知

実費徴収する項目や金額は、各施設で施設のホームページでの周知や施設見学の際に事前に保護者へ説明します。前年度から徴収項目や金額が変更になる時は、在園児の保護者へも必ず説明してください。

※ 遠足代など、具体的な金額が決まっていない場合は「〇〇円程度」「〇〇円～〇〇円」と説明しても差し支えありません。金額が決まり次第、再度保護者へ説明してください。

(3) 実費徴収についての保護者同意

ア 重要事項説明書を用いて、徴収金の使途や金額並びに保護者に支払いを求める理由を明示し同意を得ます。なお、保護者への説明及び同意の取得は、書面又は電磁的記録（以下「書面等」という。）により行ってください。

※電磁的記録とは、メールやアプリ等のことを指します。

※新規利用児童の保護者は必ず、同意を得てください。在園児童の保護者は前年度から徴収項目や金額に変更がない場合は、同意は不要ですが、徴収項目や金額が変更になる時は必ず、同意を得てください。

イ 在園児の保護者から同意を得られない場合、金額の見直しや、在園児が卒園後から徴収開始とするなど、段階的な導入を行ってください。

【新たに整理】

保護者への説明・同意については、重要事項説明書で行ってください。重要事項説明書の添付資料として、保護者へ説明していただきたい内容（「実費徴収項目」・「徴収金額」・「金額の内訳」）が記載可能なひな型（別紙）を作成しましたのでご活用ください。

既に、ひな型に記載している項目が全て現行の重要事項説明書に記載されている場合は、新たにひな型に基づく資料を別途作成していただく必要はありません。

(4) 実費徴収についての区への届出

毎年区役所に提出していただいている重要事項説明書において、園で実費徴収する全ての内容を記載していただきます。提出期限は毎年度4月となります。

なお、重要事項説明書に記載がなく、年度途中で実費徴収した項目は、次年度の重要事項説明書に必ず記載してください。また、単年度限りの実費徴収を行った場合は、次年度の重要事項説明書を提出する際に、保護者への説明資料を添付してください。

(5) 施設から保護者への会計報告

ア 保護者から求められた場合等必要に応じて、会計報告等において徴収した費用の収支を保護者へ説明してください。

なお、参考に会計報告書の様式（別紙）を作成しましたので、必要に応じてご活用ください。

イ 区への会計報告書等の写しの提出は必要ありませんが、保護者から「実費徴収の収支について疑義がある。」など相談があった場合は、状況を確認させていただく場合があります。

3 実費徴収額と購入金額の差額の取扱いについて

(1) 保護者から徴収した金額と購入金額で差があり、徴収した金額に余りが生じた場合は、原則、保護者へ返金とします。

(2) 事前に保護者へ説明・同意を得たうえで、入札残等により差額が生じた場合の差額を寄付金として取り扱うことも差し支えありません。なお、事前の同意は、①年度当初の実費徴収説明時、②会計報告時のいずれかが考えられます。

4 その他

保育所における、スイミングスクール代等の習い事費用について

保育所における習い事の費用は、直接契約として取扱ってください。

直接契約とは、保護者と習い事を実施する業者が直接契約し、習い事費用についても、保護者が習い事を実施する業者へ直接支払います。

ただし、習い事の費用について、保護者から習い事を実施する業者への直接支払いが難しい場合は、施設が一時的に保護者から習い事費用を預かることとし、施設から習い事実施業者へ支払いをすることも差し支えありません。この場合の領収書の発行者名は習い事実施業者とし、領収書は保護者へ渡してください。なお、園外での習い事で、月1回程度であれば、行事費として徴収することも差し支えありません。

※直接契約にすることにより、正当な理由なく、習い事費用が値上がりすることのないよう、施設と業者で協議してください。

※直接契約や行事費とした場合、以下について必ず実施してください。

- (1) 習い事の実施を業者任せにするのではなく、保育のカリキュラムとしてどう考えるかなど施設として検討する。(保育課程等に盛り込むことも検討してください。)習い事を週に複数回行い、保育時間の大半を占めることは好ましくないと考えます。
- (2) 習い事中の安全管理(事故が発生した場合の責任の所在など)について、施設と業者で協議し、保護者へ周知する。
- (3) 習い事への参加は保護者の選択制とし、習い事を行わない児童に対し、習い事を実施している時間中も適切な保育・教育を行う。

5 運用開始時期について

実費徴収の考え方等について、平成32年度(2020年度)から運用開始としますので各施設においては、再度、実費徴収の内容について検討し、整理していただきますようお願いいたします。重要事項説明書への全ての項目の記載は平成32年度(2020年度)からとなります。

6 年度途中に実費徴収する場合の保護者同意について

平成31年3月20日通知において、年度途中に実費徴収する場合は、保護者への事前説明及び書面等による同意を得るようお願いしていましたが、保護者や施設の負担を考慮し、保護者へ書面等で事前に説明をすれば、同意の取得方法に制限は設けないこととします。次年度以降も同内容の実費徴収を継続する場合は、次年度の重要事項説明書に追記をしてください。

令和 2 年 3 月 17 日

各子ども・子育て支援新制度へ移行した幼稚園・認定こども園 設置者 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課
運営指導等担当課長

子ども・子育て支援新制度へ移行した幼稚園・認定こども園における
実費徴収・特定負担額について（通知）

時下 ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から、本市の教育・保育行政に御協力いただきありがとうございます。

子ども・子育て支援新制度へ移行した幼稚園・認定こども園における実費徴収・特定負担額の考え方を整理しましたので、通知します。

今回の通知に基づく取り扱いについては、令和 3 年度から運用を開始します。

各施設におかれましては、令和 3 年度新入園児等へ配付する「重要事項説明書」に実費徴収や特定負担額に関する事項を記載していただく必要があるため、お手数をおかけしますが、令和 3 年度の「重要事項説明書」の作成に向け、整理を進めていただきますようお願いいたします。

なお、実費徴収・特定負担額の考え方や重要事項説明書への記載方法などの個別のご相談は担当までお問い合わせください。

1 本市の実費徴収の考え方

(1) 実費徴収の項目

教育・保育施設の利用に「通常必要とされる経費」は、原則公定価格・利用料・向上支援費に含まれています。

実費徴収は、「保護者に負担させることが適当と認められるもの」に限り可能です。

保護者が代替品を準備する、保護者と業者が直接契約する等、他の手段も検討していただいた上で、実費徴収を行う場合は、別紙1の実費徴収の①～⑤に限り認められるものとします。

(2) 各施設における実費徴収の取り扱い

実費徴収の透明性を確保するため、次の点に沿った取り扱いをお願いします。

ア 実費徴収項目や金額の設定

実費徴収は、必要最小限の項目と金額とすることが必要です。金額の設定にあたっては、相場や前年度の購入実績等を調べたうえで、徴収額を設定してください。

イ 実費徴収についての保護者への説明及び同意

原則として新入園児等に配付する重要事項説明書を用いて、次の手順で実費徴収についての保護者への説明及び同意を得てください。

(ア) 重要事項説明書に、全ての実費徴収の項目及び金額を記載してください。

※遠足代等、具体的な金額が決まっていない場合は「〇〇円程度」「〇〇円～〇〇円」と説明しても差し支えありません。金額が確定した際に、再度保護者へ説明してください。

(イ) 保護者へ重要事項説明書を配付してください。（保護者への重要事項説明書の配付をもって、重要事項説明書の実費徴収についての保護者への説明を行ったものとします。）

また、重要事項説明書に対する保護者からの同意を得てください。（重要事項説明書に対する包括的な同意を得る中に、実費徴収に関する保護者からの同意も含まれるものとします。）

(ウ) 重要事項説明書には記載がないもので、年度途中で新たに実費徴収をする場合は、別途保護者へ文書（配付物や掲示）で説明し、同意を得られる場合は、文書同意は不要とします。次年度以降も同内容の実費徴収を継続する場合は、次年度の重要事項説明書に追記をしてください。

※同意を得られない場合、金額の見直しや、在園児が卒園後から徴収を開始する等、段階的な導入を行ってください。

ウ 説明及び同意を得る保護者について

新規入園児については、重要事項説明書により、説明を行い、同意を得てください。在園児童については、前年度から徴収項目や金額に変更がない場合は、毎年度改めて同意を得る必要はありませんが、徴収項目や金額が変更になる時は、必ず同意を得てください。

保護者への説明・同意について、重要事項説明書において、保護者へ説明していただきたい内容（「項目」「徴収金額」「金額の内訳」等）のひな型（別紙2）を作成しましたので適宜ご活用ください。

なお、ひな型の項目が既に重要事項説明書に記載されている場合は、新たな資料を作成する必要はありません。

エ 実費徴収についての区への届出

市として、市内施設の実費徴収の状況を把握させていただくため、お手数をおかけしますが、重要事項説明書を区役所に、毎年4月に提出をお願いします。

また、前年度中に単年度限りの実費徴収を行った場合は、重要事項説明書を区役所へ提出いただく際に、保護者への説明に用いた資料を併せて添付してください。

区に提出いただいた重要事項説明書等については、問い合わせへ対応する際の参考とするとともに、市として状況を取りまとめ、実費徴収の取り扱いの改善の検討等に活用させていただきますので、御協力をお願いします。

オ 施設から保護者への会計報告

市として保護者への会計報告を求めるものではありません。保護者から求められた場合等は必要に応じて、徴収した費用の収支を保護者へ説明してください。

参考に会計報告書の参考様式を作成しましたので、適宜ご活用ください。参考様式ですので、各施設の決算書類等で説明できる場合は、決算書類等で説明していただく構いません。

なお、市に対し、保護者等から相談があった場合は、状況を確認させていただく場合があります。

(3) 実費徴収額と購入金額の差額の取り扱い

保護者から徴収した金額と実際の購入金額に差があり、徴収した金額に余りが生じた場合は、原則、返金としますが、保護者へ説明・同意を得たうえで、差額を寄付金として取り扱うことも差し支えありません。

なお、説明・同意は、重要事項説明書の中で事前に説明する場合や、会計報告時に説明し、同意を得る場合等が考えられます。

また、徴収した金額に対し実際の購入金額に不足が生じた場合は、保護者に対し不足金額やその内訳について説明を行い、追加で不足額の負担を求めることも可能です。

(差額の取り扱いについては生じたその都度、または年度末にまとめて計算のどちらでも可能です。)

2 本市の特定負担額の考え方

特定負担額は、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について保護者に負担を求めるものです。例えば、別紙1の特定負担額の①～⑥が考えられます。

特定負担額の取り扱いについても、本通知の1(2)(3)にお示した「各施設における実費徴収の取り扱い」に準じた取り扱いをお願いします。

※実費徴収と特定負担額の取り扱いの相違(別紙2及び別紙3参照)

- ・特定負担額の項目及び金額についても、できるだけ項目ごとに記載する必要がありますが、質の向上を図る上で柔軟に対応できるよう、まとめて徴収することも可能とします。
- ・実費徴収は補足給付の対象となるため、事務処理の際は実費徴収と特定負担額を区別していただく必要がありますが、保護者への説明にあたっては、保護者のわかりやすさ等を考慮し、重要事項説明書にはまとめて記載していただくことも可能です。

3 運用開始時期について

今回の通知に基づく取り扱いについては、令和3年度から運用開始とします。

各施設においては、令和2年秋ごろに令和3年度新入園児等へ配付する「重要事項説明書」に実費徴収や特定負担に関する事項を記載いただく必要があります。

お手数をおかけしますが、令和3年度の重要事項説明書の作成に向けて、整理を進めていただきますようお願いいたします。

担当 こども青少年局保育・教育運営課
荒木、金子
電話 045-671-3564

実費徴収・特定負担額の本市の考え方

※二重下線は市条例に記載のない解釈部分

実費徴収
<p>① 日用品、文房具など物品のうち、<u>個人に所有させて使用するもの（共用物品は対象外）</u> 【例】 スモック、制服、文房具、教材、歯ブラシ、コップ</p> <p>② 行事へ参加する費用のうち、<u>1人あたりの金額を明示し、個人に請求できるもの</u> 【例】 遠足代（動物園等の入園料）、行事参加代（夏祭り食券、銭湯代など）、交通費</p> <p>③ 1号認定児童の給食費（主食材料費（穀物、パン、麺類）及び副食材料費（おやつや牛乳、お茶代含む）） ※外部搬入の場合は、食材料費（実費徴収）と外部搬入に係る人件費等（特定負担額）を分けて徴収することを原則としますが、業者等に確認したうえでも分けることができない場合は、まとめて実費徴収として徴収することも可能とします。</p> <p>④ 教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 【例】 通園バス代（車輛維持費（検査、保険、修理等）、燃料費、車輛購入費（ほぼ全児童が利用する場合は特定負担額として徴収）、駐車場料金、ICカード（追加分）</p> <p>⑤ その他施設の利用において通常必要な便宜に要する費用 【例】 保険代</p>
特定負担額
<p>① 建て替え費用、修繕のための費用、積立</p> <p>② 冷暖房費（公定価格の冷暖房費加算（児童1人あたり月額110円）で不足する部分）</p> <p>③ 教材費（教育保育の質向上に関わる教材、共用の教材で質向上の対価として徴収するもの、在庫品）</p> <p>④ 教員等人件費（質向上の対価として徴収し、公定価格＋向上支援費で不足する人件費）</p> <p>⑤ 公定価格＋向上支援費で不足する1号認定児童の給食に係る人件費・光熱水費</p> <p>⑥ 行事費（引率者の旅費など、実費徴収の②では徴収できないもの）</p>
公定価格（基本負担額）に含まれているもの（主なものを抜粋）
<p>① 健康診断費用</p>

別紙 1
(認定こども園)

実費徴収・特定負担額の本市の考え方

※二重下線は市条例に記載のない解釈部分

実費徴収
<p>① 日用品、文房具など物品のうち、<u>個人に所有させて使用するもの（共用物品は対象外）</u> 【例】 スモック、制服、文房具、教材、歯ブラシ、コップ、寝具</p> <p>② 行事へ参加する費用のうち、<u>1人あたりの金額を明示し、個人に請求できるもの</u> 【例】 遠足代（動物園等の入園料）、行事参加代（夏祭り食券、銭湯代など）、交通費</p> <p>③ 1号認定児童及び2号認定児童の給食費（主食材料費（穀物、パン、麺類）及び副食材料費（おやつや牛乳、お茶代含む）） ※3号認定児童の給食費は公定価格に含まれるため、徴収できません。 ※外部搬入の場合は、食材料費（実費徴収）と外部搬入に係る人件費等（特定負担額）を分けて徴収することを原則としますが、業者等に確認したうえでも分けることができない場合は、まとめて実費徴収として徴収することも可能とします。</p> <p>④ 教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 【例】 通園バス代（車輛維持費（検査、保険、修理等）、燃料費、車輛購入費（ほぼ全児童が利用する場合は特定負担額として徴収）、駐車場料金、ICカード（追加分）</p> <p>⑤ その他施設の利用において通常必要な便宜に要する費用 【例】 保険代、シーツクリーニング代、寝具リース代</p>
特定負担額
<p>① 建て替え費用、修繕のための費用、積立</p> <p>② 冷暖房費（公定価格の冷暖房費加算（児童1人あたり月額110円）で不足する部分）</p> <p>③ 教材費（教育保育の質向上に関わる教材、共用の教材で質向上の対価として徴収するもの、在庫品）</p> <p>④ 教員等人件費（質向上の対価として徴収し、公定価格＋向上支援費で不足する人件費）</p> <p>⑤ 公定価格＋向上支援費で不足する1号認定児童の給食に係る人件費・光熱水費 ※2号認定児童の給食に係る人件費や光熱水費、減価償却費（調理器具や食器等）は、公定価格の基本分単価等に含まれますので、徴収はできません。</p> <p>⑥ 行事費（引率者の旅費など、実費徴収の②では徴収できないもの）</p>
公定価格（基本負担額）に含まれているもの（主なものを抜粋）
<p>① 健康診断費用</p> <p>② 3号認定児童の主食材料費・副食材料費</p>

別紙

実費徴収・特定負担額について

対象児童	○歳児
------	-----

【1 対象児童全員から同額を実費徴収する項目】

項目	金額(円) (1人あたり年額)	金額の内訳
主食費		
副食費		
教材費	
行事費		
その他 ()		
	合計金額	

【2 希望者のみ実費徴収する項目】

項目	徴収単位	金額(円)
その他 ()	<input type="checkbox"/> 年額 <input type="checkbox"/> その他()	
その他 ()	<input type="checkbox"/> 年額 <input type="checkbox"/> その他()	

【3 教育・保育の質の向上を図るための特定負担額】

項目	金額(円) (1人あたり年額)	備考
	合計金額	

【4 実費徴収・特定負担額】※実費徴収と特定負担額が分けられない場合

項目	金額(円) (1人あたり年額)	備考
	合計金額	

注1 行が足りない場合は追加してください。
注2 「その他」は具体的に記載してください。

実費徴収・特定負担額について

記入例

利用認定区分や年齢で徴収項目が異なる場合は、複数枚作成してください。例:全年齢で異なる場合は、0, 1, 2, 3, 4, 5歳児分作成が必要です。0~2歳児、3~5歳児で異なる場合は、0~2歳児、3~5歳児と分けて作成が必要です。

対象児童	5歳児
------	-----

1人あたり、年間で徴収する費用を記載してください。

【1 対象児童全員から同額を実費徴収する項目】

項目	金額(円) (1人あたり年額)	金額の内訳
主食費	18,000	「一式」等の記載ではなく、原則、具体的な記載をしてください。
副食費	54,000	
教材費	1,500	クレヨン 連絡ノート 帽子
行事費	2,000	遠足代
その他(保険代)	350	
合計金額	3,850	

【主食費、副食費は記載必須】また、主食費と副食費は分けて記載してください。

遠足代として実費徴収できるのは「交通費」や「入館料」といった個人にかかる費用が明瞭に提示できるもののみとなります。引率職員旅費などの特定負担額も含んだ額で徴収する場合は「【3 実費徴収・特定負担額】※実費徴収と特定負担額が分けられない場合」の欄に記載してください。※行事費はあくまで例示ですので徴収しない場合は記載不要です。

【2 希望者のみ実費徴収する項目】

項目	徴収単位	金額(円)
その他(写真大)	<input type="checkbox"/> 年額 <input checked="" type="checkbox"/> その他(1枚)	600
その他(写真小)	<input type="checkbox"/> 年額 <input checked="" type="checkbox"/> その他(1枚)	70

【3 教育・保育の質の向上を図るための特定負担額】

項目	金額(円) (1人あたり年額)	備考
施設整備費	36,000	対象児童全員
教員等人件費	24,000	3歳児クラスのみ
〇〇〇費(施設整備費及び教員等人件費)	60,000	対象児童全員
合計金額		複数の項目をまとめてひとつの項目として説明することも可能です。ただし、保護者から求められた際に内訳を説明できるようご準備ください。

1人あたり、年間で徴収する費用を記載してください。

複数の項目をまとめてひとつの項目として説明することも可能です。ただし、保護者から求められた際に内訳を説明できるようご準備ください。

【4 実費徴収・特定負担額】※実費徴収と特定負担

項目	金額(円) (1人あたり年額)	備考
教材費	6,000	クレヨン(共用品分含む)
行事費	5,000	交通費 入園料 引率職員旅費
〇〇〇費(教材費及び行事費)	11,000	クレヨン、交通費、入園料、引率職員旅費
合計金額	22,000	

1人あたり、年間で徴収する費用を記載してください。

複数の項目をまとめてひとつの項目として説明することも可能です。ただし、保護者から求められた際に内訳を説明できるようご準備ください。

注1 行が足りない場合は追加してください。

注2 「その他」は具体的に記載してください。

実費徴収と特定負担額の仕分けの具体例

別紙 3

1 教材費

例：クレヨンを個別に使用するものとして、園児人数分50セット購入。
みんなで使う物（共用品）として20セット購入。

クレヨン50セット

⇒実費徴収



みんなで使うクレヨン

20セット

⇒特定負担額



保護者へ説明する際は、以下のどちらの方法で説明しても構いません。

- 実費徴収と特定負担額を分けて説明
- 保護者の分かりやすさや園の事務負担を考慮し、「教材費(クレヨン※共用品分含む)〇〇円」とまとめて説明

ただし、実費徴収は補足給付の対象となるため、補足給付の事務処理の際は実費徴収と特定負担額を区別してください。

2 行事費

例：動物園へ遠足に行くため、園児と引率職員の交通費と動物園の入園料を払う。

園児の交通費、入園料

⇒実費徴収



引率職員の交通費、入園料

⇒特定負担額



保護者へ説明する際は、以下のどちらの方法で説明しても構いません。

- 実費徴収と特定負担額を分けて説明
- 保護者の分かりやすさや園の事務負担を考慮し、「遠足代(交通費、入園料、引率職員旅費)〇〇円」とまとめて説明

ただし、実費徴収は補足給付の対象となるため、補足給付の事務処理の際は実費徴収と特定負担額を区別してください。

3 給食費

例：給食の主食材料費及び副食材料費と食育に関する費用を徴収する場合。

主食材料費及び副食材料費

⇒実費徴収



食育に関する費用

⇒特定負担額



保護者へ説明する際は、以下のどちらの方法で説明しても構いません。

- 実費徴収と特定負担額を分けて説明
- 保護者の分かりやすさや園の事務負担を考慮し、**「給食費(主食材料費、副食材料費、食育に関する費用)〇〇円」**とまとめて説明

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所における費用徴収に係るガイドライン

平成 19 年 3 月 30 日制定 こ保運第 2655 号（局長決裁）

平成 27 年 3 月 30 日改正 こ保運第 3910 号（局長決裁）

第 1（費用徴収）

「特定教育・保育施設（公立保育所を除く。以下同じ。）及び特定地域型保育事業所」（以下「施設及び事業所」という。）における費用の徴収は、別に定めのあるものを除き、原則として認めない。ただし、保育の実施上必要となる経費で、かつ、その経費が給付費等又は別に定めるところにより横浜市が施設及び事業所に支出する補助金等に含まれないと認められるものについては、施設及び事業所の重要事項説明書においても、その旨を明記するとともに、利用者に対して十分な説明を行い、全ての利用者から理解を得た上で、必要最小限の額を徴収することができる。また、会計報告等において、徴収した費用の明細等を速やかに明らかにしなければならない。

- 2 前項ただし書きの場合においては、入所児童の状況等に十分に配慮すること。
- 3 保育所の私的契約児利用料については、給付費等に準じて妥当な金額設定を行うこと。なお、私的契約児の入所については、「保育所の入所の円滑化について（平成 10 年 2 月 13 日児保第 3 号）」における取り扱いに従わなければならない。
- 4 前項までの徴収金については、実費相当を原則として妥当な金額を設定するとともに、徴収簿の作成や収入への計上等、適切な経理処理を行わなければならない。

第 2（区福祉保健センターへの届出）

施設及び事業所の長は、毎年 4 月 7 日までに重要事項説明書により区福祉保健センター長あてに当該年度の費用徴収内容を届け出なければならない。

- 2 当初届出した内容に変更があった施設及び事業所の長は、速やかに区福祉保健センター長あてに再度届出を行わなければならない。

第 3（重要事項説明書の取扱）

区福祉保健センター長及び子ども青少年局長は、第 2 の規定により受領した重要事項説明書を市民への情報提供や運営指導及び監査等の参考資料として使用することとする。

附 則

このガイドラインは、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。なお、平成 19 年度における保育所費用徴収計画書の提出期限については、平成 19 年 4 月 16 日とする。

附 則

このガイドラインは、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

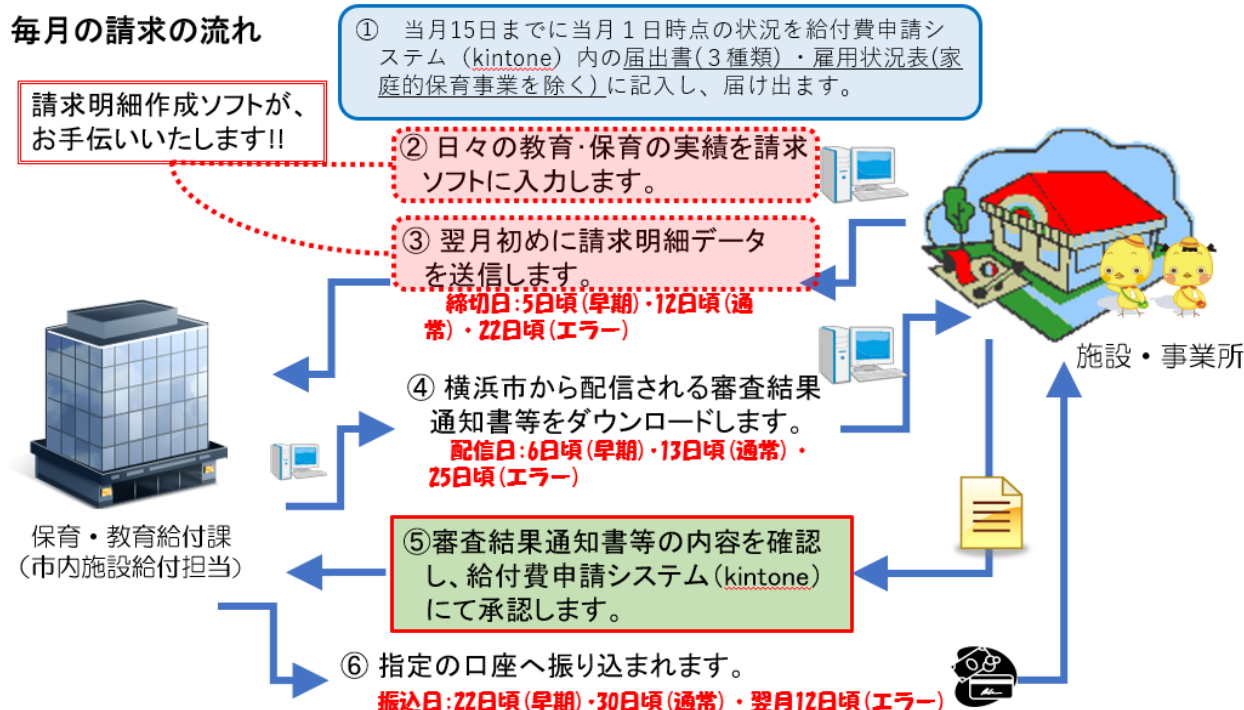
このガイドラインは、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

幼稚園・認定こども園で提供される副食費の徴収免除及び補助に関する制度概要

	私学助成園	給付対象園（1号認定こども）
制度名	補足給付事業	副食費徴収免除加算
根拠法令等	子ども・子育て支援法 第59条第1項第3号口 実費徴収に係る補足給付事業実施要綱	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 第13条第4項第3号
補助及び免除対象者	<p>年収360万円未満相当世帯のこども又は小学校3年生以下から数えて第3子以降のこども</p> <p>※給付対象園（1号認定こども）については、詳細な免除基準は以下の本市HP「令和5年度説明テキスト」P27をご確認下さい。</p> <p>https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/yoko/yoshiki/R5_youchien.html</p>	
対象となる給食	<p>幼稚園等の「教育時間」に行われる食事提供（※）のうち副食費分</p> <p>※利用こども全員に提供している場合の給食が対象ですが、実際に全員に提供していなくとも、希望すれば全員に給食を実施できる体制を整えている場合は対象となります。</p> <p>預かり保育や夏休み期間中の食事提供は対象となりません。教育時間外に提供される食事については、これまで通り保護者から徴収してください。</p>	
申請方法等	<p>【保護者からの申請 必要あり】</p> <p>①「補足給付費交付申請書」を市に提出 ②市が審査 ③「副食費の補助に関する事項 決定通知書」にて保護者に対象の可否を通知</p>	<p>【保護者からの申請 必要なし】</p> <p>①認定申請時、市で審査 ②利用料通知書にて保護者に副食費の免除対象について通知</p>
給付方法	<p>【補足給付費として園が代理受領】</p> <p>上限額を超えない場合、保護者から副食費を徴収しないでください。徴収しなかった副食費は、半年に一度、園から市へ請求してください。補足給付費を市から園に給付します。</p>	<p>【公定価格の加算分として給付】</p> <p>保護者から副食費の徴収はできません。毎月の給付費請求時に加算分として申請してください。加算額を市から園に給付します。</p>
一人あたりの補助または加算金額	<p>【補足給付費】</p> <p>上限4,500円/月（※）</p> <p>※対象となる給食のうち副食費分を上限額まで補助します。</p>	<p>【公定価格の加算】</p> <p>235円×副食提供状況報告書における給食実施日数（※）</p> <p>※希望すれば全員に給食を実施できる月あたりの日数。給食実施加算の日数の考え方は異なります。実際の喫食数や園で実費徴収する副食費に関係なく一定の金額を給付します。20日を超える場合は20日となります。</p>
差額分の徴収可否	<p>上限額を超える分について保護者からの徴収【可】</p>	<p>加算額を超える分について保護者からの徴収【否】</p> <p>運営基準により、副食費免除対象者からの副食費の徴収自体が認められていないため</p>
牛乳給食（牛乳のみ提供する場合）の対象可否	<p>補足給付費の【対象】</p> <p>副食費の一部提供も対象のため</p>	<p>加算（給食実施日数）の【対象外】</p> <p>副食の全てを提供する日であることが必要のため。牛乳給食日分の牛乳代は免除対象者から徴収可能。</p>

請求事務の概要等について

1 請求事務の流れ



注意：各月の土日祝日等により前後することがあります。なお、請求内容に誤りがあった場合、後日、過誤申立・再請求の手続きが必要になります。

2 届出書、雇用状況表、各種加算に係る挙証資料等の提出先

(1) 届出書3種、雇用状況表

クラウドサービス(kintone)による提出となります。クラウドサービス(kintone)のご利用方法や届出書の作成方法等は施設種別ごとのマニュアルを横浜市HPに掲載予定となっておりますので、そちらをご参照ください。

【請求事務に関する各種様式について(令和5年度用)】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/yoko/yoshiki/R5seikyuyyoushiki.html>

(2) 各種加算に係る挙証資料等

郵送による提出となります。下記担当あてにお送りください。

※ 横浜市庁舎、各区役所ではありませんのでご注意ください。

〒231-0015 横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル9階
横浜市子ども青少年局 保育・教育給付課 市内施設給付担当 あて

3 審査結果通知等の送付先、振込先口座確認書類の提出について

審査結果通知書等を電子メールで送信するためのEメールアドレス、給付費の振込先口座については、「給付費等請求に係る回答用紙」を事前に提出していただく必要があります。詳細は【別添】の「◆給付費等請求に係る回答用紙の提出について」をご参照ください。

4 請求明細作成ソフトについて

給付費の請求には、請求明細データの作成・送信を行う専用のソフト(請求明細作成ソフト)を使用しております。この請求明細作成ソフトには、横浜市が開発(無償提供)しているソフトと、民間企業が開発(有償提供)しているソフトがあります。

本市の請求明細作成ソフトをインストールするためには、【別添】の「本市の請求明細作成ソフト動作環境」(インストールできるパソコンの仕様)を満たしている必要がありますので、ご注意ください。詳細は後述しておりますのでご確認ください。

※ 民間企業の請求明細作成ソフトの場合は、各業者にお問い合わせください。

5 請求明細作成ソフトの施設情報等の入力について

請求明細作成ソフトには下記の内容を入力します。

(1) 入力項目の概要

本市の請求明細作成ソフトでは以下の入力項目を基本情報として入力します。

項目	入力内容	関係書類
施設・事業所情報	認可・確認情報、加算情報	各種届出書
児童情報	在籍児童1人1人の情報 (横浜市認定証番号など)	契約締結登録者一覧 (区こども家庭支援課から送付)
職員情報	メニューはありますが、平成29年度から入力不要となりました。	なし

「施設・事業所情報」の入力項目のうち、次の項目は施設等が所在する都道府県や市町村により、入力する内容が決まっています。横浜市に所在する施設については以下のとおりです。

項目	入力する内容	項目	入力する内容
地域区分	16/100地域	賃借料加算	a地域・都市部・認可施設※
冷暖房費 地域区分	その他地域	除雪費加算	なし
減価償却費加算	B地域・都市部・認可施設※	降灰除去費加算	なし

※ 幼稚園型認定こども園の場合は、減価償却費は「B地域・都市部・機能部分」、賃借料加算は「a地域・都市部・機能部分」になります。

(2) 入力上の注意点について

入力した請求情報と、横浜市が保有する情報とに不一致が見られた場合にはエラーとなり、児童・施設明細単位等で支払われないので、正確に入力するようお願いいたします。特に加算情報を登録する「施設・事業所情報」の入力には注意が必要となります。

横浜市における審査において、届出書の内容(各加算項目の有無等)の修正が生じた場合は、請求明細作成ソフト上でも併せて加算情報等の修正を行ってください。

公定価格及び本市独自助成(向上支援費)の概要について

1 公定価格と向上支援費

(1) 公定価格とは、子どもに対する教育・保育を行う場合に、子ども 1 人あたりに平均的にかかるコストを国が定めたもの(月額)です。

(平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度では、個人への給付制度となっているため、子ども一人にかかる費用の算出が必要になります。)

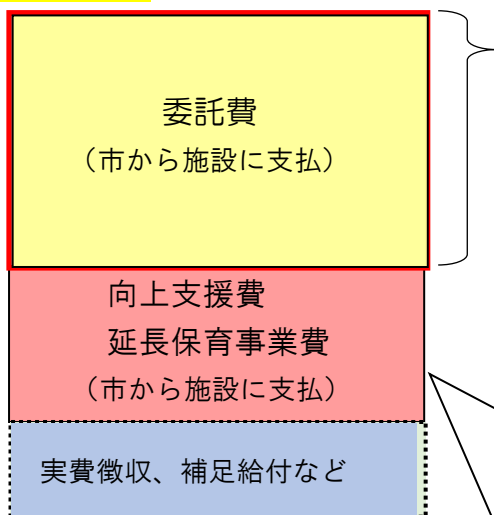
(2) 公定価格は、保育所については、横浜市から支払われる「委託費」、保育所以外(認定こども園や幼稚園、地域型保育事業)については、横浜市から支払われる「給付費」と、保護者から施設が徴収する「利用者負担額」(3号認定子どものみ)でできています。(施設型、地域型共に、市外居住の子どもの場合は居住市町村に請求)

利用者負担額 ⇒ 横浜市が保護者の市民税・所得割額をもとに階層区分を認定し、その層区分に応じた金額(応能負担)。(令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化により、1号及び2号認定子どもの利用者負担額は無料)

(3) 公定価格に加えて、本市の独自助成「向上支援費」や、施設・事業所の自主事業として実施する際に助成される「延長保育事業費」があります。

<事業所の一月の収入のイメージ>

【保育所の場合】



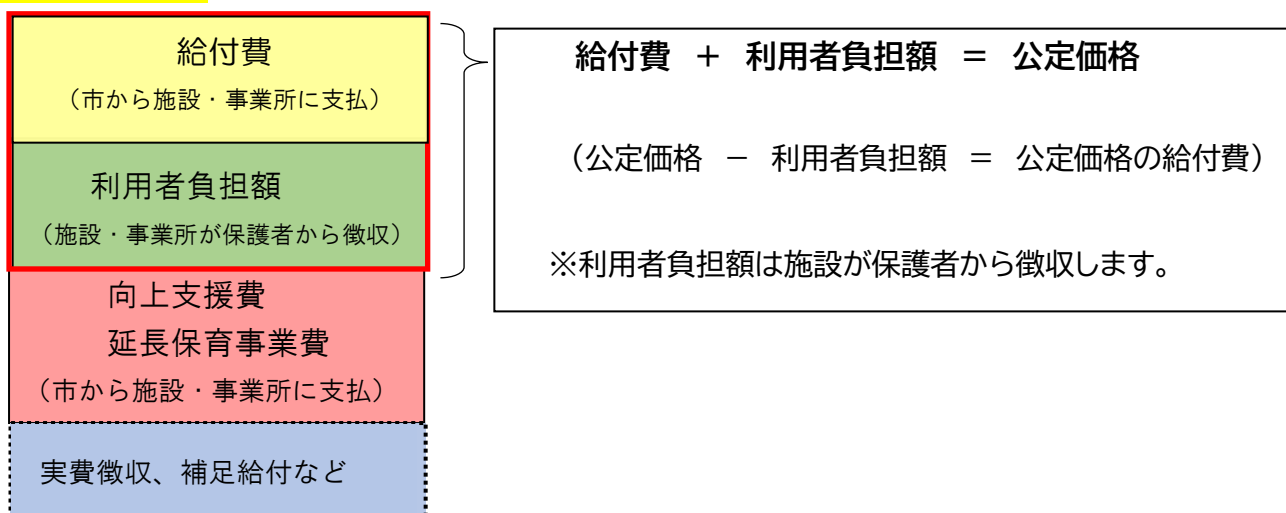
委託費 = 公定価格
(市が施設に支払う)

※利用者負担額は市が保護者から徴収します。

向上支援費は、保育・教育の質の向上を図るため、国基準を超える職員配置や障害児保育等、保育の実施内容に応じ、国の公定価格に上乗せして助成するものです。

延長事業保育費は2・3号認定児童が利用する給付対象施設・事業者において、教育・保育給付認定区分に応じた保育時間を超える延長保育の実施内容に応じ国の公定価格に上乗せして助成するものです。

【保育所以外の場合】

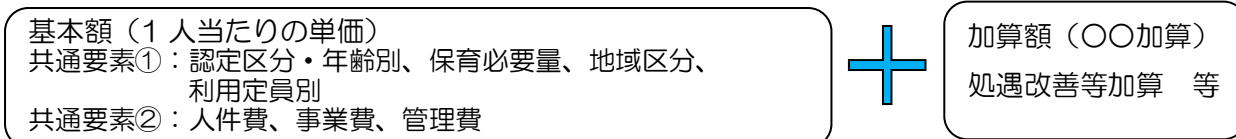


2 公定価格の算出方法

公定価格は施設・事業所の利用定員、それぞれの子どもの年齢等により、金額が異なります。

また、公定価格は、子ども誰しにも給付される「基本分単価」と、要件を満たした場合に加算される各種「加算」で構成されています。

《公定価格（基本分単価）イメージ》



公定価格は子ども 1 人分で設定されているので、個々の子どもの公定価格の合計が、施設・事業所全体の額となります。

また、公定価格の各種加算と、向上支援費及び延長保育事業費の各項目は、その施設・事業所の職員の配置や教育・保育の実施状況が、定められた要件を満たしている場合に加算されます。

3 雇用状況表について

雇用状況表は、基準の幼稚園教職員数や保育士数、保育教諭数等を満たしているか、加算の対象となる幼稚園教職員、保育士、保育教諭、栄養士や看護師等が配置されているかなどを確認する重要な書類です。

注意事項や記載例を十分確認の上、作成するようにしてください。職員の重複※や職員数の計算間違いは、請求金額に大きな影響を及ぼしますので、特にご注意ください。

（※施設長や管理者を配置していない場合の減算項目を適用しない場合には、施設長や管理者は職員配置にはカウントできません。）

雇用状況表上では、あくまでもその月の初日の利用児童に対する職員配置基準を満たしているかどうかの確認のみを行っています。

実際には、開所時間の全ての時間帯で児童数に応じた、それぞれの施設・事業種別の職員配置基準を

遵守していただく必要がありますので、職員のローテーション表等作成の際にはご注意ください。

4 支給停止及び返還について

公定価格や市独自助成の支払いにおける、各事業者からの届出内容や雇用状況報告については、毎月の書類審査に加え、指導監査や給付適正化担当による確認調査により実施状況等を確認します。

審査確認により、各加算項目の要件に適合しなくなった場合には、適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に要件に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用がなくなるほか、過払い分については、返還を求めます。

給付費等については、偽りや不正な行為により給付費等の支払いを受けた場合はその額の返還を求めると、さらに、その返還額に対して40%を乗じて得た額を徴収することがあります。

また、施設・事業等の運営において適切な事務処理・施設運営が行われていない、児童の処遇に不適切な事由がある、市町村等の指導等に従わない、不正な行為を行った、などの場合には、給付対象事業の確認の取り消し、期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力の停止をすることがあります。

<子ども子育て支援法 抜粋>

(不正利得の徴収)

第十二条 (略)

- 2 市町村は、第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設又は第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者が、偽りその他不正の行為により第二十七条第五項(第二十八条第四項において準用する場合を含む。)又は第二十九条第五項(第三十条第四項において準用する場合を含む。)の規定による支払を受けたときは、当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額を徴収することができる。

(確認の取消し等)

第四十条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 特定教育・保育施設の設置者が、第三十三条第六項の規定に違反したと認められるとき。
- 二 特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事(指定都市等所在認定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。)が認めるとき。
- 三 特定教育・保育施設の設置者が、第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をすることができなくなったとき。
- 四 施設型給付費又は特例施設型給付費の請求に関し不正があったとき。
- 五 特定教育・保育施設の設置者が、第三十八条第一項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 特定教育・保育施設の設置者又はその職員が、第三十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定教育・保育施設の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定教育・保育施設の設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 七 特定教育・保育施設の設置者が、不正の手段により第二十七条第一項の確認を受けたとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育に関し不正又は著しく不

当な行為をしたとき。

- 十 特定教育・保育施設の設置者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)又はその長のうちに過去五年以内に教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- 2 前項の規定により第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者(政令で定める者を除く。)及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第三十一条第一項の申請をすることができない。

(確認の取消し等)

- 第五十二条** 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定地域型保育事業者に係る第二十九条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
- 一 特定地域型保育事業者が、第四十五条第六項の規定に違反したと認められるとき。
 - 二 特定地域型保育事業者が、地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。
 - 三 特定地域型保育事業者が、第四十六条第二項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。
 - 四 地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の請求に関し不正があったとき。
 - 五 特定地域型保育事業者が、第五十条第一項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 六 特定地域型保育事業者又はその特定地域型保育事業所の職員が、第五十条第一項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定地域型保育事業所の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定地域型保育事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
 - 七 特定地域型保育事業者が、不正の手段により第二十九条第一項の確認を受けたとき。
 - 八 前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
 - 九 前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
 - 十 特定地域型保育事業者が法人である場合において、当該法人の役員又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
 - 十一 特定地域型保育事業者が法人でない場合において、その管理者が過去五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 2 前項の規定により第二十九条第一項の確認を取り消された地域型保育事業を行う者(政令で定める者を除く。)及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第四十三条第一項の申請をすることができない。

5 給付費の額の通知について【幼稚園・認定こども園・地域型保育事業のみ】

私立保育所以外のすべての給付対象施設・事業者は、「横浜市特定教育・保育及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」に基づき、教育・保育給付認定保護者に対し、給付費の額を通知しなければなりません。

給付費の額の通知については、1年分をまとめて通知することも可能となっております。給付費の額の通知は、横浜市の請求ソフトを使用している場合は、請求ソフトから出力できます。横浜市の請求ソフト以外を使用している場合は、請求ソフトの作成元の事業者へお問い合わせください。

<参考>

通知例については、下記HPに掲載がございますので適宜ご確認ください。

「平成28年4月14日付『法定代理受領にかかる施設型給付費等の額の支給認定保護者への通知について(周知)』」

【掲載ページURL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/yoko/seikyujimu.html>

横浜市トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>子育て>子ども・子育て支援新制度への移行案内>事業者の皆さまへ>「請求事務について」のページはこちら

6 公定価格と向上支援費の加算項目について

令和6年度の加算項目については予算事項となっているため、制度に変更がある場合は令和6年3月に実施する事業者向け説明会にて、説明をさせていただきます。また、令和5年度の加算項目に関する資料を下記ページに掲載しておりますので、そちらを参考にさせていただきますようお願いします。

【掲載ページURL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/yoko/yoshiki/R5seikyuyyoushiki.html>

横浜市トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>子育て>子ども・子育て支援新制度への移行案内>事業者の皆さまへ>「請求事務について」のページはこちら>各種様式について

◆本市の請求明細作成ソフト動作環境

OS	Microsoft Windows Vista (32bit) Microsoft Windows 7 (32bit/64bit) ※Microsoft Windows 7 は 2020 年 1 月 14 日に Microsoft のサポートが終了しました。 Microsoft Windows 8 (32bit/64bit) ※Microsoft Windows 8 は 2016 年 1 月 12 日に Microsoft のサポートが終了しました。 Microsoft Windows 8.1 (32bit/64bit) ※Microsoft Windows8.1 は 2023 年 1 月 10 日に Microsoft のサポートが終了します。 Microsoft Windows 10 (32bit/64bit) Microsoft Windows 11 (64bit)
CPU	対応 OS が正常に動作する CPU クロック数
HDD	5GB 以上の空き容量
プリンター	上記日本語 OS に対応したプリンター
ディスプレイ	解像度：1024×768 以上必須、High Color（16 ビット）以上を推奨
メモリ	対応 OS が正常に動作するメモリ容量
必要ソフトウェア (インストール済みでない場合は、請求明細作成ソフトと一緒にインストールできます。)	PostgreSQL（データベース） PostgreSQL 9.3 をインストールします。すでに PostgreSQL をインストール済の場合はインストールできませんので、横浜市までご相談ください。 Microsoft .NET Framework 4.5 以上 Microsoft .NET Framework 4.5 以上が必要です。インストール済みでない場合は同梱のインストーラからインストールすることができます。 ランタイムソフトのインストール 請求明細作成ソフトを利用するために、下記のランタイムソフトウェアをインストールします。 ・vcredist ・SQLSysClrTypes ・ReportViewer
その他	インターネット接続について インターネット接続環境（ADSL または光ファイバー相当の回線速度）が必要です。 Excel®の取込み機能を利用する場合 Excel データ取込み機能を利用する場合は、Microsoft Excel2007 以降が別途必要になります。

◆給付費等請求に係る回答用紙の提出について（令和5年8月時点）

請求ソフトで送信していただいた請求データの内容で、審査・支払スケジュールの日程に沿って、審査結果通知および請求書（案）が通知されます。その後、締切日までに請求書類の提出をしていただくことで、振込予定日に給付費を振り込みます。その通知等の送付先及び請求書の請求者氏名、振込口座について、届出をしていただく必要があります。

※ 回答用紙の取扱いについては今後変更の可能性があります。

①様式を以下の URL からダウンロードする。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/yoko/seikyujimu.html>

このページの「給付費等請求に係る情報の変更手続きについて」から「給付費等請求に係る回答用紙」をダウンロードしてください。

②各項目の入力

口座情報、メールアドレス等の必要事項を入力します。

③メール送付

回答用紙の入力後、以下のアドレスまで送付してください。

メールアドレス：kd-shinsa@city.yokohama.jp

なお、メール送信の際の件名につきましては、以下のようにお願いいたします。

件名：【新規】回答用紙の提出について

※ 今後で変更が必要になった場合は、「【変更】回答用紙の提出について」という件名でお願いいたします。

◆本市の請求ソフトのインストールや操作に関する問い合わせなど

令和5年度の新設園向けに開催した請求ソフト研修資料を下記URLに掲載していますので、こちらでもご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/yoko/seikyujimu.html>

なお、横浜市が無償提供している請求明細作成ソフトのインストール方法や操作方法については、専門の「請求明細作成ソフト コールセンター」を開設しておりますので、下記へお問い合わせください。

<コールセンター>

請求明細作成ソフトの操作方法等に関するお問い合わせ（土日・祝日・年末年始は除く）

電話番号：045-550-5602

（開設期間） 令和5年4月1日～令和6年3月31日 10：00～16：00（6時間／日）

横浜市私立幼稚園等一時預かり保育補助事業について

1 事業の概要

常態的に長時間の預かり保育を必要としない在園児を対象に、保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な保育ニーズに対応します。（子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業（幼稚園型）として実施）。

預かり保育事業に関する補助は3種類です！

- ① 都道府県からの私学助成による補助
（神奈川県での事業名：私立幼稚園預かり保育推進費補助事業）
- ② 市町村による一時預かり保育事業補助
（横浜市での事業名：私立幼稚園等一時預かり保育補助事業）
- ③ 横浜市による私立幼稚園等預かり保育事業補助 ※就労要件等あり
（市型預かり保育～わくわくはまタイム～）

2 一時預かり保育の補助申請先について

一時的な預かり保育事業に対しては、神奈川県が行う「私立幼稚園預かり保育推進費補助事業」か、市町村が行う「一時預かり保育補助事業」か、どちらか一方の補助を受けることができます。

【給付対象の幼稚園・認定こども園の場合】

原則、市町村が実施する一時預かり保育事業に申請していただくこととなります。神奈川県が行う私立幼稚園預かり保育推進費補助を受けるためには、以下の2つの条件を満たす必要があります。

条件1）平成26年度、神奈川県より私立幼稚園預かり保育推進費の補助を受けていること

条件2）横浜市が実施する一時預かり保育事業で求める基準（実施日数・時間）が県の基準より厳しく、移行が困難であること

【私学助成を受ける幼稚園の場合】

原則、これまでどおり神奈川県の私学助成による預かり保育事業補助に申請をしていただくこととなります。ただし、横浜市による一時預かり保育事業への移行を御希望で、次ページの実施要件を満たしている場合は、神奈川県ではなく横浜市に補助申請をすることも可能（※）です。

※横浜市における取扱いです。他市町村による一時預かり保育事業では、私学助成の幼稚園を補助の対象外としている場合があります。市町村による一時預かり保育事業を実施する場合、補助申請は各在園児の居住市町村にしか行えません。市外在住児がいる場合は御注意ください。

一時的な預かり保育事業への補助事業の対象は、原則以下のとおりです！

- 私学助成を受ける幼稚園
→① 都道府県からの私学助成による預かり保育事業補助（神奈川県）
 - 給付対象施設となる幼稚園・認定こども園
→② 市町村による一時預かり保育事業補助（横浜市ほか市町村）
- ※①と②は、併用できません！！

3 横浜市私立幼稚園等一時預かり保育補助事業実施要件について

横浜市私立幼稚園等一時預かり保育補助事業を行う場合は、次の実施要件を満たす必要があります。

実施場所		幼稚園・認定こども園												
対象児童		市内在住の在園児（1号認定の子ども ※2号特例給付の対象含む）												
職員	職員数	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所（国基準）と同じ配置基準（3歳児 20:1、4歳以上児 30:1） ・専ら一時預かり保育に従事する職員（常勤・非常勤は問わない）が必要 その職員が、一時預かり保育実施時間以外の時間帯に教育・保育活動を行うことや他の事業に従事することは妨げません。ただし、公定価格において必要教員として措置されている常勤職員を一時預かり保育の配置職員として二重で計上するなど、公費の二重請求とならないようご対応ください。 ※常時2人以上の配置を求めるが、幼稚園等の職員（幼稚園教諭又は保育士）からの支援を受けられる場合、専任担当する職員は1人で可												
	資格	保育士・幼稚園教諭又は次のいずれかにあてはまる者 ①市町村長等が行う研修を修了した者 ②小学校教諭または養護教諭免許所有者 ③幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生 ④幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を所有していた者 ※ただし、専任担当職員のうち3分の1以上は、保育士資格又は幼稚園教諭免許を有する者とする。 ※②～④に従事させる場合、園は当該従事者に対し、保育・教育を行う上で必要な研修を受講させるものとする。												
設備・面積	保育室等	認可保育所と同じ（2歳以上児 保育室または遊戯室 1.98㎡）。 ※教育時間終了後の保育室又は遊戯室で可												
実施時間・日数		（時間数） 課業日：教育時間と合わせて8時間以上 長期休業期間、休日（いずれも実施する場合）：1日8時間以上 （日数） 課業日：長期休業日を除く課業日開園日の半分以上 休日（実施する場合）：年間19日以上 長期休業日（実施する場合）：年間10日以上												
補助単価		① 基本分単価 <u>※特別な支援を要する児童を除く。</u> ・通常単価（年間延べ利用人数（課業日及び長期休業日）が2,000人超の施設） ①平日 400円/回（以下対象児童1人当たり日額） ②長期休業日（8時間未満） 400円/回 ③長期休業日（8時間以上） 800円/回 ・小規模施設単価（年間延べ利用人数（課業日及び長期休業日）が2,000人以下の施設） ①平日 1,600千円÷年間延べ利用人数（課業日）-400円/回 ②長期休業日（8時間未満） 400円/回 ③長期休業日（8時間以上） 800円/回 ②休日単価 <u>※特別な支援を要する児童を除く。</u> ※土日祝日等に実施する場合に適用 800円/回 ③長時間加算単価（課業日及び休日） <u>※特別な支援を要する児童を除く</u> <table border="1" data-bbox="475 1921 1495 2107"> <thead> <tr> <th>預かり保育実施時間等</th> <th>対象児童</th> <th>対象児童1人当たり日額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 1日9時間以上</td> <td>8時間超え10時間未満利用</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>(2) 1日10時間以上</td> <td>10時間以上11時間未満利用</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>(3) 1日11時間以上</td> <td>11時間以上利用</td> <td>450円</td> </tr> </tbody> </table>	預かり保育実施時間等	対象児童	対象児童1人当たり日額	(1) 1日9時間以上	8時間超え10時間未満利用	150円	(2) 1日10時間以上	10時間以上11時間未満利用	300円	(3) 1日11時間以上	11時間以上利用	450円
預かり保育実施時間等	対象児童	対象児童1人当たり日額												
(1) 1日9時間以上	8時間超え10時間未満利用	150円												
(2) 1日10時間以上	10時間以上11時間未満利用	300円												
(3) 1日11時間以上	11時間以上利用	450円												

補助単価	④長時間加算単価（長期休業日）※特別な支援を要する児童を除く		
	預かり保育実施時間等	対象児童	対象児童1人 当たり日額
	(1) 1日8時間以上	4時間超え6時間未満利用	100円
	(2) 1日8時間以上	6時間以上7時間未満利用	200円
	(3) 1日8時間以上	7時間以上8時間未満利用	300円
	(4) 1日9時間以上	8時間超え10時間未満利用	150円
	(5) 1日10時間以上	10時間以上11時間未満利用	300円
	(6) 1日11時間以上	11時間以上利用	450円
	⑤特別な支援を要する児童分単価 児童1人当たり日額4,000円 ※特別な支援を要する児童が利用する際に、職員配置基準に基づく職員配置以上に教育・保育従事者を配置する場合に、当該児童に単価を適用する。		
	⑥就労支援型加算 年額1,383,200円 ※ただし、次の(4)に規定する職員の配置月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が6月に満たない場合は、年額691,600円とする。 以下の要件をすべて満たす場合に、加算を適用する。 (1) 横浜市内に設置されている私立幼稚園及び認定こども園であること (2) 平日及び長期休業中 ^{※1} の双方において、8時間以上(平日については教育時間を含む)の一時預かりを実施していること (3) 横浜市内に設置された特定地域型保育事業者(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業)と連携 ^{※2} していること ※1長期休業期間中は年10日以上預かりを実施していること ※2連携とは、①連携施設の児童に集団保育を体験させるための機会の設定、事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行っていること②必要に応じて、代替保育を提供していること③連携施設の児童の卒園後の受入枠を設定していることをいう。地域型保育施設との覚書を交わしていること (4) 本事業の事務を本務として担当する職員を追加で配置すること		
利用者負担	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 【横浜市ガイドライン】 課業日に8時間まで利用する場合：1時間あたり換算350円を上限 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの範囲内であれば、時間(分)あたり・回数あたりなどの設定は各園の実情に応じて決めることが可能です。 ・おやつ代、食事代、夏季の冷房費などの実費徴収は保護者に説明の上徴収することも可能です。 ・課業日に8時間以上利用する場合や、長期休業期間、休日に利用する場合の利用料は、上記ガイドラインも踏まえて適切な設定をお願いします。 ・令和5年度より新たに横浜市へ補助申請する場合、事業内容や利用要件の変更なく、前年度より利用料を上げることはご遠慮ください。 ・令和5年度より新たに横浜市へ補助申請する場合で、現行の預かり保育の利用料がガイドライン以上である場合、手厚い職員配置や特別なカリキュラムを行っているなど、保護者に説明が可能な範囲であれば、令和5年度においては現行の利用料のままでかまいません。 ・このガイドラインは、今後見直しを行う場合があります。 		
広域利用	利用者の居住市町村に補助申請(委託契約)を行う。		

4 補助金による収入試算

事業の実施にあたり、預かり保育を専任担当する職員（非常勤職員でも可）が必要となることから、小規模の施設においても人件費が確保できるよう、年間の延べ利用人数が2,000人以下の場合は事業規模に応じた単価設定を行います（年間の延べ利用人数によって、補助額の計算方法が異なります。）。

■パターン1 年間の延べ利用者数（課業日+長期休業日）：2,500人

- ① 平日：2,500人（全員が2時間未満の長時間加算適用の場合）
- ② 休日：500人（全員が2時間未満の長時間加算適用の場合）

① 平日 $(400+150 \text{ (円)}) \times 2,500 \text{ (人)} = 1,375,000 \text{ (円)}$

② 休日 $(800+150 \text{ (円)}) \times 500 \text{ (人)} = 475,000 \text{ (円)}$

①+②=1,850,000円 ←年間の補助金収入額

■パターン2 年間の延べ利用者数（課業日+長期休業日）：900人

- ① 平日：800人
- ② 長期休業日（8時間以上）：100人
- ③ 休日：100人（長時間加算なしの場合）

① 平日 $(1,600,000 \text{ (円)} \div 800 \text{ (人)} - 400 \text{ (円)}) = 1,600 \text{ (円)}$ （10円以下切り捨て）
 $1,600 \text{ (円)} \times 800 \text{ (人)} = 1,280,000 \text{ (円)}$

② 長期休業日 $800 \text{ (円)} \times 100 \text{ (人)} = 80,000 \text{ (円)}$

③ 休日 $800 \text{ (円)} \times 100 \text{ (人)} = 80,000 \text{ (円)}$

①+②+③=1,440,000円 ←年間の補助金収入額

■パターン3 年間の延べ利用者数（課業日+長期休業日）：1,900人

- ① 平日：1,800人（うち、長時間2時間未満利用：100人、長時間2時間以上3時間未満：50人）
- ② 長期休業日：100人（うち、8時間以上10時間未満利用：20人）

① 平日 $(1,600,000 \text{ (円)} \div 1,800 \text{ (人)} - 400 \text{ (円)}) = 480 \text{ (円)}$ （10円以下切り捨て）
 $480 \text{ (円)} \times 1,800 \text{ (人)} + 150 \text{ (円)} \times 100 \text{ (人)} + 300 \text{ (円)} \times 50 \text{ (人)} = 894,000 \text{ 円}$

② 長期休業日 $800 \text{ (円)} \times 100 \text{ 人} + 150 \text{ (円)} \times 20 \text{ (人)} = 83,000 \text{ 円}$

①+②=977,000円 ←年間の補助金収入額

■パターン4 年間の延べ利用者数（課業日+長期休業日）：900人

- ① 平日：800人
 - ② 長期休業日（8時間以上）：100人
 - ③ 休日：100人（長時間加算なしの場合）
 - ④ 特別な支援を要する児童 50人
- ※特別な支援を要する児童は含みません

- ① 平日 $(1,600,000 \text{ (円)} \div 800 \text{ (人)} - 400 \text{ (円)}) = 1,600 \text{ (円)}$ (10円以下切り捨て)
 $1,600 \text{ (円)} \times 800 \text{ (人)} = 1,280,000 \text{ (円)}$
 - ② 長期休業日 $800 \text{ (円)} \times 100 \text{ (人)} = 80,000 \text{ (円)}$
 - ③ 休日 $800 \text{ (円)} \times 100 \text{ (人)} = 80,000 \text{ (円)}$
 - ④ 特別な支援を要する児童 $4,000 \text{ (円)} \times 50 \text{ (人)} = 200,000 \text{ (円)}$
- ①+②+③+④=1,640,000円 ←年間の補助金収入額

■パターン5 年間の延べ利用者数（課業日+長期休業日）：900人

- ① 平日：800人
- ② 長期休業日（8時間以上）：100人
- ③ 休日：100人（長時間加算なしの場合）
- ④ 就労支援型加算（本事業の事務を担当する職員の配置月数が6か月未満）

- ① 平日 $(1,600,000 \text{ (円)} \div 800 \text{ (人)} - 400 \text{ (円)}) = 1,600 \text{ (円)}$ (10円以下切り捨て)
 $1,600 \text{ (円)} \times 800 \text{ (人)} = 1,280,000 \text{ (円)}$
 - ② 長期休業日 $800 \text{ (円)} \times 100 \text{ (人)} = 80,000 \text{ (円)}$
 - ③ 休日 $800 \text{ (円)} \times 100 \text{ (人)} = 80,000 \text{ (円)}$
 - ④ 就労支援型加算（職員配置6か月未満） 691,600円
- ① +②+③+④=2,131,600円 ←年間の補助金収入額

5 補助金交付スケジュール

期日等	内容	送付先
4月	預かり保育開始	(園)
6月	補助金交付申請書類 様式送付	(市→園)
7月	補助金交付申請書類 提出締切	(園→市)
9月	補助金交付決定	(市→園)
翌年4月	実績報告書の提出	(園→市)
翌年5月	額確定通知の交付・補助金請求書の提出・補助金の支払い	(園↔市)

一時預かり保育事業に関するQ&A

<実施時間について>

Q 1 何時から何時までを預かり保育の時間とすればよいですか。

A 1 預かり保育実施について、具体的な時間設定は設けません。

預かり保育実施時間と教育時間の合計（休業日は預かり保育の時間のみ）が、8時間以上であれば、基本分の補助対象とします。

さらに、課業日及び休日において、預かり保育実施時間と教育時間の合計（休日は預かり保育の時間のみ）が9時間以上であれば、8時間を超えて利用した児童数に応じ、長時間加算の対象となります。長期休業日においては、預かり保育実施時間が8時間以上であれば、4時間を超えて利用した児童数に応じ、長時間加算の対象となります。

※以下は補助対象となる実施時間のイメージです。

<課業日の実施イメージ>

8時 9時 12時 14時 16時 17時 18時

・教育時間の前後に預かり保育を実施するパターン

預かり保育	教育時間	預かり保育	長時間加算
-------	------	-------	-------

・教育時間後に預かり保育を実施するパターン

教育時間	預かり保育	長時間加算
------	-------	-------

・午前保育の日の教育時間後に預かり保育を実施するパターン

教育時間	預かり保育	長時間加算
------	-------	-------

<長期休業日の実施イメージ>

8時 9時 12時 14時 16時 17時 18時

・9時間以上預かり保育を実施し、児童が10時間未満利用するパターン

預かり保育（基本分 800 円）	長時間加算 +150 円
------------------	-----------------

・8時間以上預かり保育を実施しているが、児童が6時間未満利用するパターン

預かり保育（基本分 400 円）	+100 円	←閉園時間
長時間加算		

<休日の実施イメージ>

8時 9時 12時 14時 16時 17時 18時

預かり保育	長時間加算
-------	-------

<従事職員について>

Q 2 職員配置数は、どのように計算すればよいですか。

A 2 必要職員数は、年齢別に子どもの数を配置基準で除して小数点第1位まで求め（少数点第2位以下切り捨て）、各々を合計した後に小数点以下を四捨五入した数となります。3歳児は児童20人に対して職員1人、4歳以上児は児童30人に対して職員1人の配置が必要です。

(例) 3歳児：20人、4歳児以上児：45人 が預かり保育を利用する場合

(園児数) $\frac{3\text{歳児：利用者数 } 20\text{人}}{20\text{人}} + \frac{4\text{歳以上児：利用者数 } 45\text{人}}{30\text{人}}$
(職員数) = 1人 + 1.5人
=2.5人
⇒四捨五入により**3人**が必要人数となります。

※利用者数が少なく、上記の式により従事職員が1人以下となった場合であっても、常時2人以上の配置は必要です。

※必要職員数の算出における児童の年齢はクラス年齢を指します。誕生日を迎えることにより児童の年齢が上がっても、算出上の年齢には反映しません。

Q 3 職員の配置については、幼稚園の学級を担任している職員とは別に専任の職員を配置する必要がありますでしょうか。配置基準を満たす場合は、学級担任があわせて担当することは可能でしょうか。

A 3 一時預かり保育事業における専任職員の配置については、事業実施時間において専ら一時預かり保育に従事することを求めているものであり、教育課程時間など、その他の時間帯に教育・保育活動を行うことや他の事業に従事することを妨げるものではありません。

その際、教育課程時間と一時預かり保育との兼務を行う場合には、公費の二重計上・請求の防止や教諭等の適切な教育・労働環境に留意してください。

また、幼稚園教諭又は保育士の配置人数は常時2人を下ることはできませんが、専用保育室が幼稚園等と一体の場合であり、専任の幼稚園教諭又は保育士は1人で、他は幼稚園等の職員（幼稚園教諭又は保育士に限る）を配置する場合は上記の取扱いから除きます。

Q 4 一時預かり保育の職員配置において、2人以上の配置を求めているところ、幼稚園等の職員からの支援を受けられる場合は、1人でも可とされていますが、支援を行う幼稚園等の職員は公定価格や私学助成の対象となる学級担任でも問題ないでしょうか。

A 4 幼稚園等の職員からの支援を受けており、必要職員数が1人で可とされる場合における幼稚園等からの支援者については、公定価格の対象となっている学級担任等が、公定価格や私学助成の対象となっている時間内に兼務することも可能です。なお、収支報告に、人件費として計上できるのは、一時預かりに係る部分のみですので、ご注意ください。

Q 5 担当職員の資格の一つにある「市町村長等が行う研修を修了した者」とはどのような研修を受けた人のことを指すのでしょうか。

A 5 子ども・子育て支援新制度開始にともない創設された「子育て支援員」の有資格者（「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者）を指します。

<私立幼稚園等預かり保育（横浜市型）との併用について>

Q 6 私立幼稚園等預かり保育（横浜市型）を利用している児童と、一時預かり保育を利用している児童を同じ部屋で保育することはできますか。

A 6 両事業の運営基準のうち、より厳しい基準を統一して満たしていれば、同室で私立幼稚園等預かり保育と一時預かり保育を行うことも可能です。

- ・職員配置基準：児童 10 人に対して 1 人（私立幼稚園等預かり保育の基準）
- ・保育室の面積基準：一人当たり 1.98 m²（一時預かり保育の基準）

その際、各事業での人件費等の補助対象経費が重複しないよう、お気を付けください。

Q 7 私立幼稚園等預かり保育（横浜市型）を利用している児童が、同月内に一時預かり保育も利用することは可能ですか。

A 7 私立幼稚園等預かり保育（横浜市型）は、就労等の利用要件を満たしていれば、利用者はその月の利用回数を制限されません。また、横浜市からの補助金も月額で設定しています。そのため、利用回数に基づいて利用料の発生する一時預かり保育との併用は原則できません。同月内に私立幼稚園等預かり保育と一時預かり保育の両事業の補助対象となることは、補助の重複を避けるため、原則認められません。

例外 私立幼稚園等預かり保育（横浜市型）の平日型実施園が、日数を満たして土曜日等の休日に一時預かり保育を実施している場合は、横浜市型の預かり保育を利用している児童が一時預かり保育も利用することが想定されます。その場合、当該児童の休日利用については一時預かり保育の補助及び利用料徴収の対象となります。

<広域利用について>

Q 8 横浜市以外に居住する児童を受け入れている場合、補助の請求や利用料はどのようになりま

すか。

A 8 子ども・子育て支援法に基づく一時預かり保育事業の実施主体は市町村となります。横浜市以外に居住する児童に対しては、その児童の居住市町村が実施する事業により補助（委託）を受けていただくこととなります。

詳細な制度設計は各市町村にて行うため、補助額や利用料、実施日数の目安など、横浜市とは異なる基準を設けている場合があります。複数の市町村より補助（委託）を受けることを予定している場合は、基準等について該当の市町村にお問い合わせください。

Q 9 横浜市に居住する児童の一時預かりは横浜市の補助事業を利用し、市外に居住する児童の一時預かりについては私学助成の補助を受けて良いでしょうか。

A 9 市町村が実施する一時預かり保育事業と私学助成の併用はできません。横浜市の一時預かり保育を実施する場合は、市外に居住する園児に対しても市町村からの補助（委託）を受けてください。

Q 10 年間延べ利用人数により補助単価が異なりますが、横浜市に居住する児童と市外に居住する児童がいた場合は、別に算定するのでしょうか。園としての合計人数で算定するのでしょうか。

A 10 基本単価は、施設当たりの年間延べ利用人数により設定することとなります。実績報告の際には、市外に居住する児童の延べ利用人数も報告していただきます。

<就労支援型加算について>

Q11 就労支援型加算を受けるにはどんな条件がありますか。

A11 就労支援型加算を受けるには以下の4つの条件をすべて満たす必要があります。加算は年額1,383,200円です。

- (1) 横浜市内に設置されている私立幼稚園及び認定こども園であること
- (2) 平日及び長期休業中^{※1}の双方において、8時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施していること

なお、預かり保育を実施する日において、職員配置等の体制を整えていたにもかかわらず、利用者がなかった日及び8時間未満の利用者しかいなかった日も、実施した日として取扱うものとします

※1 長期休業期間中は、年10日以上預かりを実施していることが必要です。

- (3) 横浜市内に設置された特定地域型保育事業者（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業）と連携^{※2}していること

※2 連携とは、①連携施設の児童に集団保育を体験させるための機会の設定、事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行っていること②必要に応じて、代替保育を提供していること③連携施設の児童の卒園後の受入枠を設定していることをいいます。地域型保育施設と覚書を交わしていることが条件となります。

- (4) 本事業の事務を本務として担当する職員^{※3}を追加で配置すること

※3 理事長や園長は該当しません。

また、(4)に規定する職員の配置月数が6月に満たない場合の加算額は、年額691,600円とします。

<特別な支援を要する児童分単価について>

Q12 特別な支援を要する児童分単価はどのような場合に適用されますか。

A12 特別な支援を要する児童が利用する際に、職員配置基準に基づく職員配置以上に教育・保育従事者を配置する場合に、該当児童に単価を適用します。

また、特別な支援を要する児童とは次のいずれかに当てはまる児童になります。

- (1) 横浜市障害児童等の保育・教育実施要綱第3条第1項第1号から第4号に定める児童（区役所で上記要綱の対象児童として認められた児童）

- (2) 「横浜市私立幼稚園特別支援教育費補助金交付要綱」第2条第3項に定める「私立幼稚園特別支援教育費補助」の対象となった児童

※私学助成幼稚園が対象の補助金です。施設型給付園は対象外です。

Q13 特別な支援を要する児童は、年間延べ利用児童数に含まれますか。

A13 特別な支援を要する児童分単価を適用する児童は、課業日、長期休業日、休日、いずれの年間延べ利用児童数にも含まれません。基本分単価を適用する児童とは分けて利用児童数の管理をお願いします。

私立幼稚園等預かり保育補助事業について

保護者の就労や病気などにより保育を必要とする在園児（市内在住児）を対象に、常態的に長時間の預かり保育を行う幼稚園・認定こども園に対し、開設準備費や運営費助成を行います。

1 補助単価・利用料（給付対象施設・満3～5歳）

○経常費単価（下線は私学助成と異なる点）

	種類	単価（運営経費／1人当たり・月額）	
		補助単価	利用料
3歳から 5歳児	通常型 (有資格者配置単価適用)	35,500円 (※1施設等利用費を含む)	保護者負担額は0円
	通常型	32,800円 (※1施設等利用費を含む)	
	平日型 (有資格者配置単価適用)	31,100円 (※1施設等利用費を含む)	
	平日型	29,000円 (※1施設等利用費を含む)	
満3歳児	3歳から5歳児と同様	上記の補助単価から利用料を引いた額	【応能負担】※2 0～9,000円の 範囲で横浜市が示す金額を上限に園が設定

※1 教育時間の施設等利用費とは異なる預かり保育における無償化分となります。

※2 現在、月額9,000円で利用料を設定する園が移行後も上限どおりの利用料を設定した場合、園の得る収入は現行と変わりません

○その他の単価（下線は私学助成と異なる点）

種類	単価			
開設準備費	500,000円上限（1園あたり）			
移行準備費補助 ^{※3}	500,000円上限（1園あたり）			
長期休業期間分 ^{※4}	1,136円（職員1人当たり／時間）			
特別支援分 ^{※5} (園児1人当たり／ 月額)	通常型		平日型	
	<u>1:1</u>	<u>172,100円</u>	<u>1:1</u>	<u>143,500円</u>
	<u>2:1</u>	<u>135,400円</u>	<u>2:1</u>	<u>112,900円</u>
	<u>3:1</u>	<u>87,900円</u>	<u>3:1</u>	<u>73,300円</u>
	特別支援児	<u>52,200円</u>	特別支援児	<u>43,500円</u>

※3 幼稚園型認定こども園への移行する園に対する防災対策等の整備費助成
【例】備品（カーテン、敷物等）の防災化

※4 雇用状況表に掲載する職員又は一時預かり保育事業の専任担当職員については、補助の対象にすることはできません。

※5 障害児等受入加算のために認定を受けた加配区分に応じ補助

2 補助金申請・請求等

年度当初の交付申請に基づいた金額で四半期ごとに請求書を御提出頂き、前払いでお支払いします。（例：第1四半期（4月～6月分）の請求書を3月に御提出頂き、4月下旬にお支払いします。）

【問合せ先】

e-mail : kd-azukari@city.yokohama.jp

制度・認定変更等 : 保育・教育運営課幼児教育係 TEL : 671-2085

補助金申請・支払 : 保育・教育給付課幼児教育給付担当 TEL : 671-0225

令和5年度確認監査説明資料

本市では、幼稚園型認定こども園、施設型給付を受ける幼稚園を対象に、平成28年度から特定教育・保育施設の確認制度に基づく指導監査として「確認監査」を実施しています。

当資料では、確認監査の位置づけや根拠法令、実施方法等について御説明します。

1 子ども・子育て支援新制度

○子ども・子育て支援新制度の開始とともに、「認可」に加え「確認」が必要となりました。

	～平成26年度	平成27年度～（子ども・子育て支援新制度）
運営経費	施設への補助金	個人給付（施設が法定代理受領）
法令上の手続き	認可	認可 + 確認 + （認定）

○認可…施設を設置・運営するために必要な法令上の手続き【神奈川県】

○確認…施設型給付費を受けるために必要な法令上の手続き【横浜市】

2 認可、確認に関する基準法令

(1) 認可に関する基準

- 学校教育法
- 学校教育法施行規則
- 幼稚園設置基準
- 神奈川県私立学校設置に関する取扱基準

(2) 確認に関する基準

- 子ども・子育て支援法
 - 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 ※ 内閣府令
 - 【**確認基準条例**】横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
- ※ 本市ウェブページに掲載されています。Google等の検索ページで上記の条例名を検索してください。下記URLを、直接、入力していただいてもご覧いただけます。

https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00001829.html

3 確認基準

確認基準条例で規定している基準（確認基準）について、抜粋して紹介させていただきます。

○第12条（特定教育・保育の提供の記録）

特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

○第 14 条 (施設型給付費等の額に係る通知等)

特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第 27 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下同じ。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

○第 18 条 (緊急時等の対応)

特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

○第 21 条 (勤務体制の確保等)

特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう職員の勤務の体制を定めておかななければならない。
(以下、省略)

○第 23 条 (掲示)

特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者の負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

○第 25 条 (虐待等の禁止)

特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

○第 30 条 (苦情解決)

特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族(以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

○第 32 条(事故発生の防止及び発生時の対応)

特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

○第 34 条（記録の整備）

特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 第 12 条の規定による特定教育・保育の提供の記録

(2) 第 15 条第 1 項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画

(3) 第 19 条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第 30 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第 32 条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

4 確認監査の位置づけ

(1) 監査種別と監査権限

- 監査の種別として、認可制度に基づく監査（施設監査）と、確認制度に基づく監査（確認監査）があります。
- これら「施設監査」を行う権限と、「確認監査」を行う権限は、施設種別により異なります。
- 幼稚園型認定こども園及び施設型給付を受ける幼稚園については、「施設監査」を行う権限は神奈川県が、「確認監査」を行う権限は横浜市が有しています。
- そのため、本市では確認制度に基づく「確認監査」を実施しています。

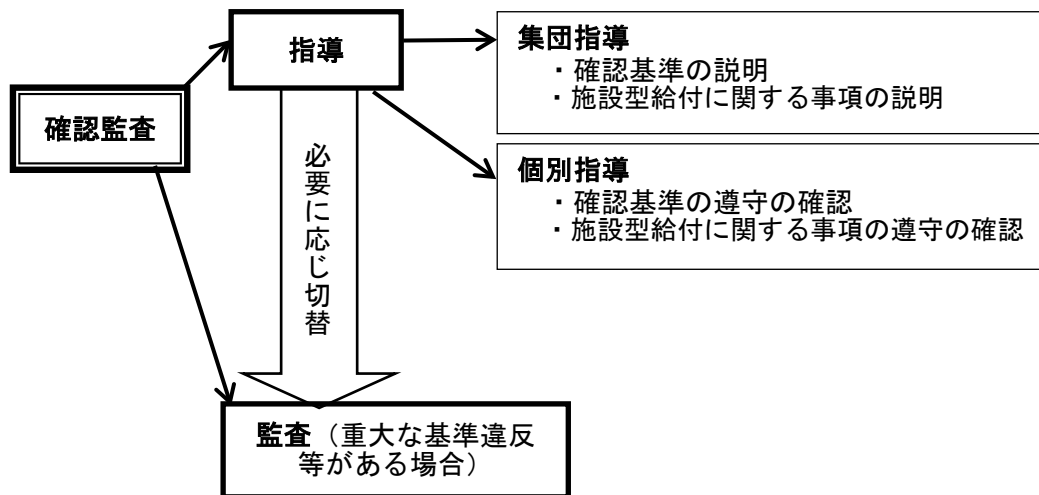
	施設監査（認可基準）	確認監査（確認基準）
幼稚園型認定こども園 施設型給付を受ける幼稚園	神奈川県	横浜市
保育所、 幼保連携型認定こども園	横浜市	

(2) 確認監査の目的

子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設としての運営の基準を遵守すること、施設型給付費の請求事務を適切に実施することなどを目的とします。【法第 38 条】

(3) 確認監査の概要

確認監査については、平成 27 年 12 月に国から新たな通知（※）が発出され、平成 28 年度から実施しています。



◆ 監査に関する国の通知

- ◇子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について（府子本第 390 号）
- ◇子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について（府子本第 391 号）

（下記HPで国通知が参照できます。平成 30 年 3 月 7 日の改正後全文をご覧ください。）

※<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/tsuuchi.html>

5 令和5年度の確認監査

(1) 幼稚園型認定こども園

ア 「施設監査」は、認可権限を持つ神奈川県が一定の周期で行います。

イ 「確認監査」は、確認権限を持つ本市が行います。

(ア) 集団指導

毎年度、新たに確認を受けて幼稚園型認定こども園に移行した園を対象に確認基準等に関する説明を行います。また、全園を対象に制度の変更に関する説明を行います。

(イ) 個別指導（確認基準）

移行初年度及び、原則4年に1回実地において実施し、実地監査のない年度は書類検査を行います。

(ウ) 個別指導（施設型給付費に関する事項）

給付費の請求に関する書類審査等により行います。

(2) 施設型給付を受ける幼稚園

ア 「施設監査」は、認可権限を持つ神奈川県が一定の周期で行います。

イ 「確認監査」は、確認権限を持つ本市が行います。

(ア) 集団指導

毎年度、新たに確認を受けて施設型給付を受ける幼稚園に移行した園を対象に確認基準等に関する説明を行います。また、全園を対象に制度の変更に関する説明を行います。

(イ) 個別指導（確認基準）

当面の間、移行初年度及び、原則4年に1回、書類検査を行います。

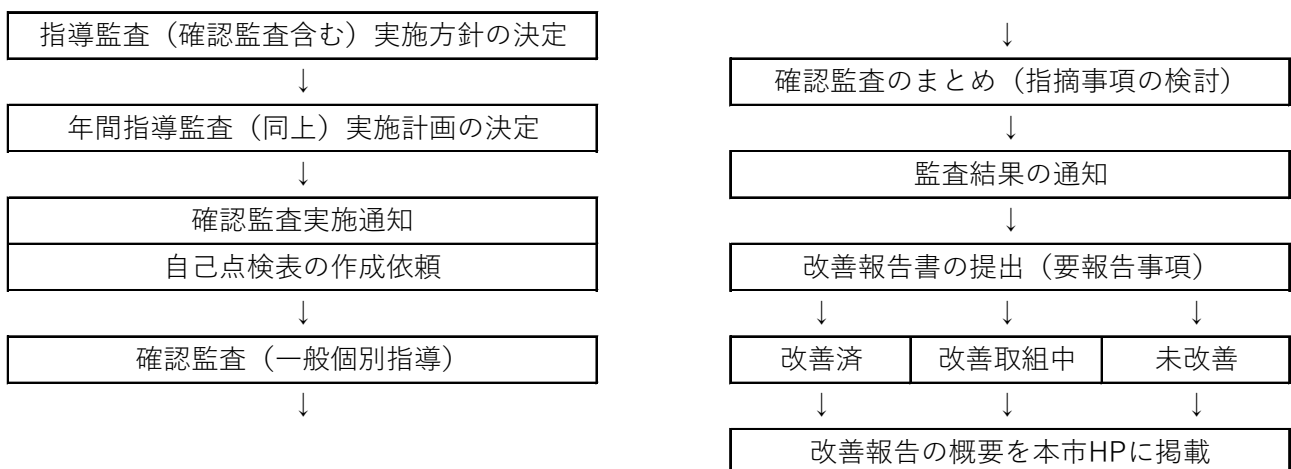
(ウ) 個別指導（施設型給付費に関する事項）

給付費の請求に関する書類審査等により行います。

【注意】重大な基準違反等があった場合は随時調査等を行い、「監査」に移行する場合があります。

※ 確認監査の実施方法については、今後、見直しされる場合があります。

6 確認監査（確認監査基準の遵守の確認）の年間の流れ



7 確認監査 当日の流れ（1園を半日で実施）

【午前】

	運営	教育・保育		
9:30	園到着 挨拶・職員自己紹介 監査の流れ（タイムスケジュール）の説明 園の設備等の確認（10分程度）			
9:50	書類の確認 関係者へのヒアリング（園長、会計担当者等） 教育・保育の実施状況の確認			
11:30	園長等への事実確認			
11:45	講評			
12:00	《終了》			

12:00 ～ 14:00	移動			
---------------------	----	--	--	--

【午後】

	運営	教育・保育		
14:00	園到着 挨拶・職員自己紹介 監査の流れ（タイムスケジュール）の説明 園の設備等の確認（10分程度）			
14:10	書類の確認 関係者へのヒアリング（園長、会計担当者等） 教育・保育の実施状況の確認			
16:00	園長等への事実確認			
16:15	講評			
16:30	《終了》			

※ 監査当日の状況により、時間等が多少前後する場合があります。

8 監査結果の通知

監査の結果は、後日、文書で各施設に通知します。その際、法令違反等が認められる場合は、その内容や程度に応じて「文書指摘事項」「口頭指摘事項」「助言事項」として指導させていただく場合があります。

文書指摘事項	関係法令又は通知等の違反が認められる場合は、当該事項について、原則として、改善のための必要な措置（以下「改善措置」という。）をとるべき旨を文書により指導（文書指摘）します。 また、改善措置の具体的な内容について、期限を定めて改善報告書の提出を求めます。
口頭指摘事項	違反の程度が軽微である場合又は違反について文書指摘の指導を行わずとも改善が見込まれる場合には、当該事項について、口頭により自主的な是正又は改善を指導（口頭指摘）します。 なお、口頭指摘を行う場合は、法人等と指導の内容に関する認識を共有するため、原則として口頭指摘とした内容を文書により交付します。
助言事項	法令又は通知等の違反は認められないが、法人等の運営に資するものと考えられる事項については、当該事項について、口頭により助言を行います。 助言事項についても、原則として文書を交付します。

※ 指導監査（確認監査を含む。）の結果については、施設等を利用しようとする者等への情報提供に努めるため、改善報告書の概要をこども青少年局のホームページに掲載します。

問い合わせ内容	問い合わせ先	電話
確認基準に関する事項	監査課	045-671-4193
施設型給付費等に関する事項	保育・教育給付課	045-671-0202・0204